

令和元年度

学士論文

日本の二大政党制はなぜ瓦解したのか

—選挙制度と政党組織の観点から—

一橋大学 社会学部

4116180U

畑 知弘

田中拓道ゼミナール

目次

- ・序章
 - 第一節 問題の所在...3
 - 第二節 本稿の意義...5
- ・第一章 先行文献の整理と仮説の提示
 - 第一節 本稿における政党制の定義と日本の位置づけ...7
 - 第二節 先行研究の整理...8
 - 第三節 リサーチクエスションと仮説の提示...10
 - 第四節 仮説の検証方法...11
- ・第二章 支持基盤の脆弱性
 - 第一節 仮説の背景...12
 - 第二節 仮説を検証する枠組み...13
 - 第三節 仮説の検証結果...13
 - 第四節 本章のまとめ...17
- ・第三章 参議院の存在による二大政党制モデルの機能不全
 - 第一節 仮説の背景...18
 - 第二節 仮説を検証する枠組み...19
 - 第三節 仮説の検証結果...20
 - 第四節 反対仮説の検討...21
 - 第五節 本章のまとめ...22
- ・第四章 選挙制度改革による政党組織への影響
 - 第一節 仮説の背景...23
 - 第二節 仮説を検証する枠組み...25
 - 第三節 仮説の検証結果
 - 第一項 木寺の議論の妥当性に関する検討...25
 - 第二項 濱本の議論の妥当性に関する検討...27
 - 第三項 仮説の検証一分裂に関して...28
 - 第四項 仮説の検証一集合に関して...32
 - 第四節 本章のまとめ...34

・終章 結論と今後の課題

第一節 結論...35

第二節 想定される反論に関する検討

第一項 自民党との比較に基づく批判の検討...35

第二項 米英との比較に基づく批判の検討...37

第三項 政党交付金の議論に基づく批判の検討...38

第三節 今後の課題...39

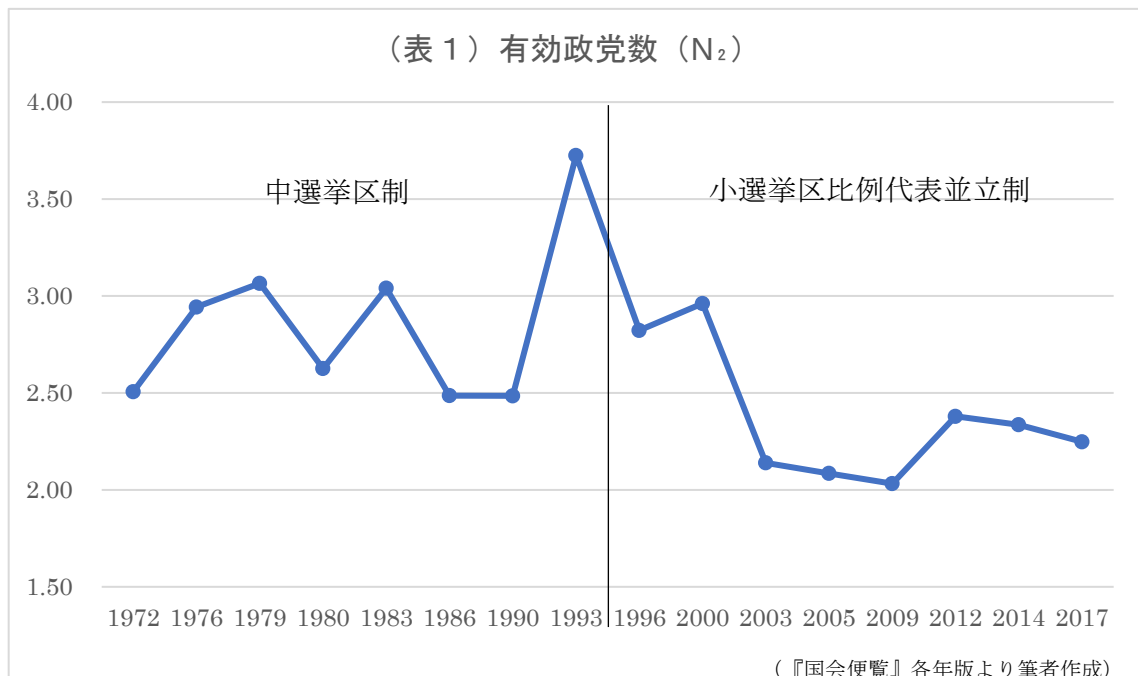
・参考文献...41

序章

第一節 問題の所在

日本では1955年の自民党結党から38年間、中選挙区制のもとで「一と二分の一政党制」と揶揄される自民党中心の一党優位政党制が続いてきた。一党優位政党制が継続することで民主主義の多元性が損なわれ、民主主義を保持できなくなる可能性がある（今井2018: 7）。民主主義の多元性とは、与党が政策を実行する一方、野党が新たな政治課題を発見し、知らせ、問題提起をするプロセスを指す（吉田2016: 64）。さらに中選挙区制は、各選挙区で同一政党の候補者間の競合を招き、派閥と個人後援会を中心とする利益誘導政治の原因になっていた。そのためイギリス型の二大政党制の実現を目的として、1994年に選挙制度改革¹が行われ、衆議院の選挙制度が小選挙区比例代表並立制となった（中北2014: 135）。しかし導入から20年以上が経過した現在もなお、2009年から2012年除き一貫して自民党が政権の座についており、一党優位体制が継続していると捉えることもできる。

数字で見ても二大政党制は実現していないのだろうか。小選挙区比例代表並立制導入前後の各8回の選挙を分析すると、各党の議席率 P_i を二乗して合計した数の逆数²である有効（議会）政党数 N_2 は表1のとおりになる。導入後2回目の選挙である2000年をピーク



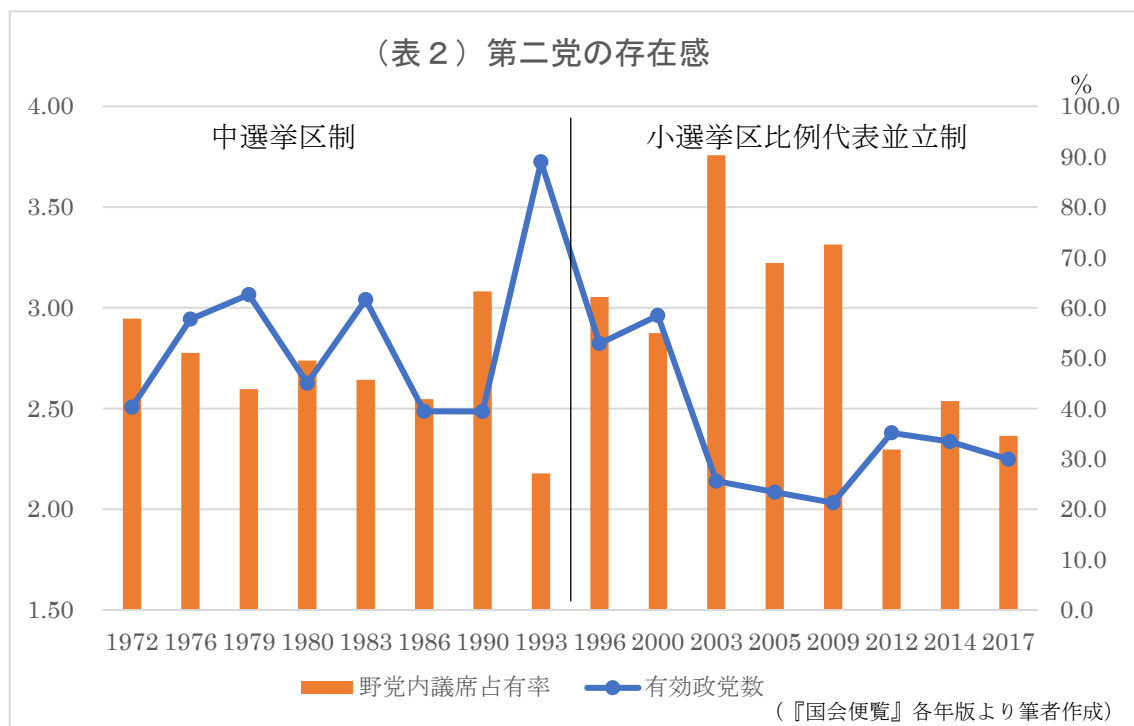
¹ 本稿では、特に断りなく選挙制度改革と記した場合、1994年の小選挙区比例代表並立制の導入を中心とする改革を指す。

² $N_2 = 1 / \sum (P_i^2)$ （Laakso and Taagepera 1979: 3-5）

に減少し、2003年には2.14、2005年には2.08、2009年には2.03となっている。このため、2000年代には二大政党制が定着したと捉えることができる。その後2012年から再び上昇し、中選挙区制時代ほどではないが、2000年代と比べると明らかに分裂が進んでいることが読み取れる。しかし有効政党数のみを見れば、モデルとした英国の2017年選挙での有効政党数が2.45であることを考えると、二大政党制は実現し、現在も継続しているといえる。

二大政党制、すなわち二党システムは、単一の政党が単独で政権を担当するが無限に政権を担当することはできないという特徴を持つ（Sartori 1976=1980: 311）。有力な二党が存在する状況として有効政党数が2に近いことが挙げられる。その一方で有効政党数は、第一党が圧倒的な議席数を保有していた場合、その値が低くなりやすいという欠陥が存在する。具体的に検討するために、3政党A、B、Cが存在する議会を仮定する。この議会においてそれぞれの議席率が①（A65%、B20%、C15%）の場合と、②（A55%、B40%、C5%）の場合を比較する。どちらのケースも公正な競争が行われており、選挙の実施回数にかかわらず恒常的にこの議席率を継続していると仮定する。このとき、有効政党数による判断に完全に依存すると、①のほうが純粋な二党システムに近いものであるといえる³。しかし有力な二党が存在するという観点に立つと、上のケースでは常に同じ議席率と仮定して実験しているため、①と比較すると②のほうが二党システムに近いと考えるのが自然である。

そこで第二党に焦点を当てる。第二党が野党すなわち第一党以外の全議席のうちどの程度の割合を占めているか（第二党の野党内議席占有率、以下野党内議席占有率）を比較す



³①が 2.06 であり②が 2.15 となる。

る。すると①は 57%、②は 89%となり、第二党議席占有率が高いと第三党の存在感が小さいといえるので、②のほうが第二党の野党の中での存在感が大きい。このことから②のほうが二党システムに近いことがわかる。そこで有効政党数に加え野党内議席占有率でも分析できるよう、表 1 で示した有効政党数に野党内議席占有率を加えると、表 2 のようになる。2012 年の総選挙以降中選挙区制時代を下回る水準まで落ち込んでおり、その間の第一党は、一貫して自民党である。中選挙区制時代よりも第二党の存在感が低下しているうえ、モデルとしたイギリスの直近の数字が 79.4%であることから、二党システムは 2012 年以降崩壊したと捉えることができる。野党内議席占有率は、分母に第一党と連立を組む政党が含まれているため、連立相手の公明党が一定の議席を持つ自民政権期は低くなりやすい傾向がある。しかし、それを考慮して 2003 年や 2005 年の選挙後と比較しても、2012 年以降は明らかに低い状態にあるといえる。

小選挙区比例代表並立制導入後の 8 回の選挙における野党第一党は、順に新進党 2 回、民主党 2 回、自民党、民主党 2 回、立憲民主党である。自民党が下野した 2009 年総選挙の後を除き一貫して民主党およびその系譜にある政党が野党第一党である。この野党第一党は新進党・民主党・民進党と 3 度の大きな分裂を経験している。つまり、一度分裂した政党が再度集合し、再分裂し、選挙協力や再集合するという動きを繰り返しているといえる。一党優位政党制は野党が過度に分裂しているときに生じる。このことから、二大政党制の実現という目標を達成できず一党優位政党制の定着を促しているのは、民主党の系譜にある政党（以下民主党系政党）に原因があるといえる（Sartori 1976=1980: 217）。

以上より本稿では、1993 年の選挙制度改革以後に民主党系政党が分裂と集合を繰り返している要因について論じる。

第二節 本稿の意義

1993 年以降政治環境の変化が激しく、そもそも政党としては安定している自民党ですら研究が十分とはいえない。しかし自民党に関しては、下野後に分裂せず党勢を回復させた要因を中北が論じており、2012 年以降に関しても一定の研究が存在する。一方で民主党系政党に焦点を当てた研究は、2012 年以前の研究では民主党は新進党と比較して成功したと論じるものが大半を占める。2012 年の衆議院議員選挙敗北以降に限定すると、木寺の包括的な研究のほかはほとんど見当たらない。2010 年以降も離合集散が繰り返されているにもかかわらず、政党間移動に関する研究は山本によって体系化されたのちに行われていない。民主党の分裂が 2012 年、維新の党と再集合し民進党となったのが 2016 年、再分裂したのが 2017 年と、再集合と再分裂に関しては事例が新しいため、民進党結党以降の研究は特に少ない。2012 年以降の自民党一党優位体制を分析した研究で、山田のように民主党の問題に焦点を当てたものは存在するが、日本政治全体についてより一般的な傾向を論じたものは少ない。

この結果、民主党系政党の離合集散を生み出す要因を体系的に説明した研究は、ほとん

ど見当たらない。以上から本稿では、民主党系政党に焦点を当て 1994 年以降の政党の分裂や集合を生み出す要因をより一般化された形で検討し、日本の野党における民主主義の多元性を確保する助けとする。

第一章 先行文献の整理と仮説の提示

第一節 本稿における政党制の定義および日本の位置づけ

政党制に関する代表的な研究としてデュヴェルジェやサルトーリがある。本稿では、デュヴェルジェの政党論を批判・継承し⁴て 55 年体制下の日本も含めた多くの国に当てはまる議論を展開した、サルトーリの政党制の議論をもとに日本の政党制を定義する。

サルトーリの政党制に関する 7 つの分類のうち、日本では主に一党優位政党制と二党制の 2 つが当てはまる。一党優位政党制は、「その主要政党が一貫して投票者の多数派（絶対多数議席）に支持されている政党制」である。主要政党以外の政党は一党優位政党に対する合法的かつ正当な競合者として存在して対峙しているという前提が存在する（Sartori 1976=1980: 328-329）。一貫して多数派である期間は、①有権者が安定しているように見え、②明らかに境界点を超えており、③第一党と第二党の差が大きければ、④3 回連続で絶対多数議席を確保するだけで十分である（Sartori 1976=1980: 333-334）。この定義に則ると、サルトーリが一党優位政党制と定義する 55 年体制に加えて、2012 年以降現在に至るまでの期間も一党優位政党制である。なぜなら、自民党単体でも①「一強多弱」政党制であることがしばしば指摘され、②④2012 年からの 3 回の衆議院議員選挙では絶対安定多数を獲得しており、③議席比率も最も第二党との差が小さい 2014 年ですら 4.0 倍と圧倒的な差があるためである（御厨ほか 2013: 30; 『日本経済新聞』2015 年 12 月 8 日朝刊 1 面など）。この傾向は連立を組んでいる公明党の議席数を含めると⁵さらに顕著に現れるため、自民公明の二党による優位政党制であるということもできる。

一方で二党制は、①2 つの政党が絶対多数議席の獲得を目指して競合している、②二党のうちどちらか一方が実際に議会内過半数勢力を獲得するのに成功する、③過半数を得た政党は進んで単独政権を形成しようとする、④政権交代が行われる確かな可能性があるという 4 点で定義できる。単独条項は選挙区レベルで競合せず、結びつきが永久不変で一種の合同体となっている場合に緩和される（Sartori 1976=1980: 313-314）。自民党と公明党の協力は、下野して連立が解消した際に、公明党が自民党候補に推薦を与えない時期もあった。しかし、選挙区での候補者調整などの協力関係は 1999 年の連立形成から不変であり、要件を満たしている（中北 2019: 241-251）。本稿では、序章で触れた有効政党数野党内議席占有率における観点も含めて、日本における二大政党制の成立期間を 2003 年の衆議院議員選挙から 2012 年の衆議院議員選挙前までの間と定義する。この期間は 2 つの政党が確かな競合関係にあっただけでなく、政権交代も行われており、二党制の成立要件を

⁴ 従来（デュヴェルジェなど）の三分法（一党制・二党制・多党制）では不十分であるだけでなく、そもそも事例を分類する能力も持っていないと批判し、イデオロギー距離も分析の要素に加えた（Sartori 1976=1980 207-224）。

⁵ 連立政権であるが、二党制におけるサルトーリの補足要件を満たす合同体であるため問題ないといえる。

満たしている。ただし税と社会保障の一体改革などによって民主党が分裂したのは2012年の衆議院議員選挙前であるため、そのことに留意して議論を進める。

なお有効政党数以外に二大政党制への移行を示す指標として、上位二党議席占有率が過去の研究では多く用いられている。この指標の推移は野党内議席占有率と同様の傾向があり、小選挙区制導入の効果を見るうえでは適している。一方で、有力な第一党の存在によって数字が上がりやすいという特徴を持つ（待鳥 2018: 186-187）。そのため2つの指標は、小選挙区制のもたらす効果を分析する際には同じような推移をしているにすぎない可能性がある。これにより野党第一党すなわち第二党の存在感に着眼する際に障害となる可能性が高い。このため本稿において、中選挙区制と小選挙区比例代表並立制を比較して二大政党制の成立期間を定義する際の指標としては、野党内議席占有率を利用することが望ましい。

第二節 先行研究の整理

本節では、本稿の議論にあたり既に研究されている事項について整理する。

小選挙区制については、デュヴェルジェの法則が指摘されている。それによると、第三党以下は議席の獲得が困難で過小代表されるという機械的要因と、それによって有権者が戦略投票を行うという心理的要因によって二大政党制がもたらされやすい。また、総議席レベルでは二大政党制が成立していないとしても、小選挙区単位では二大政党制が成立している。現在小選挙区制が導入されておらず多党制である議会も、小選挙区制を導入すれば相当期間を経たのちに二大政党制に移行する（Duverger 1951=1970: 240-251）。この法則に基づき、小選挙区の比重が多い小選挙区比例代表並立制を導入した選挙制度改革によって、上位二党の議席占有率は従来に比べて上昇し、二大政党制に近似したものになることが想定できる。実際に想定通り二大政党制となった期間も存在したため、この想定は妥当である可能性が高い（待鳥 2018: 186）。一方でこの法則に関して、選挙制度は政党システムが規定する従属変数であり逆の因果関係が存在する。このため、日本に導入しても成り立たないのは当然であるという指摘が存在する（濱本 2018: 82）。しかし細川内閣時代は多党制であり、小選挙区制の導入が中心である選挙制度改革の導入は、選挙制度が政党システムの従属変数であることを否定している（待鳥 2018: 174-175; 柳沢 1996: 17-22）。選挙制度改革の時点では自民党優位の多党制であったものが、一度二大政党制に変化しているので、日本における小選挙区制の導入と経過は濱本の議論を否定している。それどころかデュヴェルジェの法則における選挙制度と政党システムにおける因果関係を補強している。

そのため現在の一強多弱体制を、小選挙区制の責任に帰すことは誤りであるという指摘もある（藪野 2019: 76）。しかし小選挙区比例代表並立制は単純な小選挙区制でないため、選挙制度に原因がある可能性は残る。具体的には、小選挙区比例代表並立制の下での選挙戦は、①小選挙区制における小政党の二大政党への合流再編が比例代表並立制にも影

響を及ぼし、②小政党が比例代表選挙での議席獲得を目指し小選挙区にも積極的に候補者を立候補させる場合、③小選挙区では二大政党に比例代表では小政党もという中間的な場合、の3つのシナリオが考えられる⁶（川人ほか 2001: 143-147）。日本では、2003年の民由合併⁷や自公の選挙協力の効果もあり、2003年の衆議院議員選挙では比例代表でも小選挙区ほどではないが二大政党への集合が観察された。このような形で日本の政党システムは選挙制度改革後、第一のシナリオに近づき2009年の政権交代へと結びついた。しかし2012年の衆議院議員選挙では、一転して第二のシナリオに近い事象が見られている。このように、具体的な事例がすべてのシナリオにおいて観察⁸されているため、川人の議論には妥当性がある（川人 2004: 267-269; 待鳥 2015: 139-140）。このため、小選挙区制と比例代表制が並立していることが、デュヴェルジェの主張する小選挙区制下で二党制が成立する際の障害となっており、選挙制度に問題がある可能性が存在するので、藪野の議論は自明には妥当でない（Duverger 1951=1970: 250-251）。他方で選挙制度に依拠する川人の議論に基づくと、一度二大政党に収斂しているため、本来ならば安定するはずであるが、再び離合集散を繰り返す状況となった理由は説明できていない。したがって分裂と集合を生み出す要因について、詳細に検討する必要がある。

新党の結成や分裂といった、政党の勢力図に影響を及ぼす政党間移動が生じる場合を議員の任期を時期に分けて分析した研究も存在する。それによると、新党は特定の時期においてしか結成されず時期ごとに異なる性質を持つ。解党は主に新党結成と連動する形ないしは選挙後に起きており、いずれの場合も大きな政党への合流のための解党が主である（山本 2010: 90-97）。政党間移動の目的は、政党の目的である政策追求、政権追求、得票追求の3点と共通して政策追求、政権追求、再選追求の3つが存在する（山本 2010: 21.30-31; Strom: 1990 566-568）。山本の仮説の問題点は、野党の分裂のうち1993年から2010年までの調査期間の間で最も大きな政党分裂の事例である新進党の分裂に関しては例外であるとしている点である。一方で2012年の民主党および2017年の民進党の分裂は、山本が例外とした新進党の状況と類似している部分が多い。そのため本稿で取り上げる事例よりも小規模な事例の要因を解明するにとどまっている（山本 2010: 97）。

政党からの離脱のインセンティブを規定するものとして、包括性と政策的許容性がある。新進党と政権下の民主党は、ともに小沢一郎の存在によって、結党時は大きかった2

⁶ 第一のシナリオは、並立制下における現職優位による二大政党化として、第二のシナリオは連動効果として説明されている（増山 2013: 21-39; 森 2010: 450-454）。

⁷ 野党は比例代表選挙ではバラバラに選挙戦を戦うこともあり、小選挙区の選挙戦での候補者調整に失敗して政権与党を利し、野党の分立を促す効果があった。しかし民由合併によって野党候補の一本化につながった（川人 2004: 263-264）。

⁸ 第三のシナリオについては、公明党も候補者調整のうえ一部の選挙区には候補者を擁立しているが、自民党の小選挙区候補の「比例区は公明党」といった呼びかけから観察できる（中北 2019: 317-319）。

つの性質が次第に小さくなって分裂した（木寺 2015: 241-243）。この議論では、2017 年の民進党の分裂も本来党全体で小池百合子のもとに結集しようと試みたが、小池の政策的許容性の低さ⁹によって分裂したという形であてはめることができる。この理解は、日本における政党間移動は政権追求よりも政策追求のインセンティブと関連づいていることが多いという観察結果にも適合する。さらに、政権獲得期待という要因を追加すると政策追求行動をしながら政権獲得を期待している隠れ政権追求型の議員も考察に含めることができる（山本 2010: 63, 183）。一方で、小沢一郎や小池百合子といった特定の政治家によって分裂が引き起こされたと説明していることから、一般化されていない点に課題がある。

小選挙区比例代表並立制下において政党間競争が促進された場合、政党ラベルの選挙へ及ぼす影響の正負と執行部による権限強化の 2 つの変数から 4 つの経路が考えられ、3 つの帰結がある。そのうち、造反や政党間移動を促進する帰結を生む経路は、政党ラベルが負の影響を及ぼしている状況で執行部の権限が強化された場合である（濱本 2018: 67-75）。この議論で、木寺の議論の課題であった一般化がなされており、一定の結論が示されている。しかしこの議論は再選追求中心の行動を議員がとるという前提に基づいており、政策追求型の政党移動に関しては説明できていない。また、小選挙区制導入以後の日本において、執行部の権限を弱くさせた事例も存在しないので、日本に限定した場合この議論は政党ラベルの正負による帰結に収斂する可能性がある。さらに濱本の議論は再選追求的な議論が中心であるにもかかわらず、再選追求的な政党間移動のみを観察しても、民進党が希望の党の政党ラベルが正の中で分裂している。濱本の議論は再選という目標合理的な議員にのみ当てはまる限定的な議論である¹⁰。一定の非合理的な動きも存在する現実からは乖離があるため、政党間移動を正確に捉えられていないという欠点が存在する。

第三節 リサーチクエスチョンと仮説の提示

以上の議論から野党の政党間移動に関する先行研究の課題は、大きく①二大政党の一角を担っている政党が分裂する原因に関して合理的な説明がなされていない、②分裂に至る合理的な法則が提示された場合でも、その法則は特定の個人に依存している部分が強く、一般性がない、の 2 つに分類される。そこで

日本において一度は二大政党制が成立したにもかかわらず、それが定着せずに民主党系政党が離合集散を繰り返している要因は何か
をリサーチクエスチョンとして設定する。

このリサーチクエスチョンに対する答えとなる仮説を提示するにあたり、政党間移動やそれを考察するうえでの主要な議論として、①下野後の自民党の復活要因を研究した中

⁹ 小池は希望の党への民進党の合流にあたり、安全保障法制や憲法改正などへの賛同などの条件で一定の候補者のみの合流を認める方針を打ち出し、強調している（『毎日新聞』2017 年 9 月 30 日朝刊 3 面ほか）。

¹⁰ 濱本のモデルは目標合理的な議員を起点に扱っており、非合理的な動きが想定されていない（濱本 2018: 41）。

北、②参議院の存在により議会制度に欠陥があるとした待鳥および岩崎、③政党の分裂モデルをもとに政党間移動を研究した木寺および濱本を参考にする。そのため、

- ①民主党系政党は、自民党と比較して支持基盤が弱く下野すると支持基盤が崩壊し政党に求心力がなくなるため分裂するが、選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている
- ②参議院が存在し、選挙制度が中選挙区制と比例代表制から構成されるため集合圧力が弱く参議院側から分裂するが、選挙制度によって衆議院側には集合圧力が働くため離合集散が繰り返しされている
- ③選挙制度改革によって執行部の権力が強化されたため、党と議員の政策に具体的な乖離が生じると分裂するが、一方で選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている

の3つを仮説として設定し、本稿において検証する。

第四節 仮説の検証方法

本稿の目的は、個々の事象において観察される個別の事例の分析を通じて一般的な法則を導き出すことである。そこで政党システムの変化や議員の政党間移動などに関して、特に一度二大政党制が成立したのちに生じた政党の集合や分裂に関する一般的な法則を解明して仮説を検証する。

本稿では、2012年の民主党の分裂、2014年の民進党結党（合流）、2017年の民進党分裂の3事例（以下「主に取り上げる事例」）を主な研究対象として仮説を検討する。そのうえで検証した仮説の一般性を担保するため、新進党分裂に代表されるその他の選挙制度改革以後に生じた分裂や集合の事例も仮説に基づき説明できるか確認する。なお本稿のリサーチクエスションは二大政党制成立後の政党システムの変化を生み出す離合集散にあるため、議論が発散しないように注意する。

第二章 支持基盤の脆弱性

第一節 仮説の背景

本章では、「民主党系政党は、自民党と比較して支持基盤が弱く下野すると支持基盤が崩壊し政党に求心力がなくなるため分裂するが、選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という第一の仮説について検証する。

本仮説の背景には、自民党が3年余りで政権を奪還できたのは地方組織が強靱だったからであるという中北の議論がある。中北の議論が妥当である場合、その裏にあたる本仮説も妥当である可能性もある（中北 2017: 229）。2009年の衆議院議員選挙で敗れ下野した自民党は、2012年の衆議院議員選挙に勝利して政権復帰した。その一方で、2012年の衆議院議員選挙で敗れ下野した民主党は、その後政権に復帰せず離合集散を繰り返している。この両者の体制立て直しおよび結集強度の差異を生み出している要因として政党基盤の差異が考えられる。つまり民主党は、保守対革新といった明確な対立軸に基づく政党ではなく、非自民勢力の国会内での集合にその源泉があることが影響しているといえる。民主党は、元は議員政党¹¹であったものが組織政党¹²へ変化した政党である。そのため組織政党から変化した国会議員の集合体としての性格が強く、地方組織も執行部の意思伝達機関としての性格が強い。そのため幹部政党¹³から包括政党¹⁴へと変化を遂げてきた組織政党である自民党と異なり、強靱な地方組織と固定票、すなわち支持団体を有しない（砂原 2017: 83; 砂原 2013: 69; 川人ほか 2001: 55-56）。政権にある間は日本医師連盟など一定の圧力団体が友好的になるが、それらは伝統的な支持関係ではなく政府・与党志向が強い。そのため下野すると、政権党の友好団体へと変化するのでは固定的な支持基盤とはいえない（中北 2017: 229; 『日本経済新聞』2013年6月12日朝刊4面ほか）。また下野後には反転攻勢をかける拠点組織である地方組織は、標準化も進んでいないうえに自律性も弱い。これは都道府県議会議員を中心とする地方議会議員が少ないことも影響している（中

11 組織化が弱く、当選後に議員が集まる、ないしは選挙直前に所属政党を離党することで結成した新党であり、多くの場合後述する組織政党の条件のうち、第二の条件を満たさないことが多い（藪野 2019: 67-68）。

12 ①イデオロギーや性格に関係なく多くの党員が存在し、②そのすべての選挙区に候補者を擁立し過半数を当選させる力を持ち、③常設の事務局があり職員が配置され、④政党を運営し勝利するに足る政治資金を備えているという4条件を満たすこと（藪野 2019: 65）。

13 地方の名望家などから構成され、権力が分散され弱い統合に基礎を置く、個人的な行為に基づいた選択によって組織された政党（Duverger 1951=1970: 81-88; 待鳥 2015: 68）。

14 イデオロギー主張や階級的利益表出を弱め、執行部の権力を強化しつつ多様な利益集団に接触することで、支持層の拡大を狙う政党（Kirchheimer 1966: 185-200; 待鳥 2015: 70-71）。結束力が強く集権的であり多数の大衆からなる党員によって組織された大衆政党に加えて、脱イデオロギー化や脱階級対立化によって多くの幹部政党が包括政党化した

（Duverger 1951=1970: 81-88; Kirchheimer 1966: 185-200; 待鳥 2015: 70-71; 川人ほか 2001: 50-51）。

北 2017: 229-230; 砂原 2013: 68-69)。このように支持基盤が弱いため、民主党系政党の議員は、無党派層の支持を集める必要性が自民党よりも強い。さらに小選挙区制では、中央の政党の競争を選挙区で再現している傾向があるため政党ラベルの重要度も高い。このため政党ラベルが負の状況下では、党から離れて活動を行うのが非合理的ではない（品田 2006: 107; 濱本 2018: 73-75¹⁵）。このように政党が政策追求、政権追求、再選追求のどの観点からも離脱を妨げるほど重要な要素とならない。このため、小選挙区制中心の選挙制度にもかかわらず、政党の議員からの求心力が低下して分裂につながっている可能性が指摘できる。

一方で分裂した勢力が再合流するメカニズムに関しては、衆議院議員選挙の中心的な選挙方法が小選挙区制であり、小選挙区制のもとでは二大政党制が成立しやすいというデュヴェルジェの法則がそのまま利用できる。こちらは再選追求的な行動として説明できる。

以上の背景から導き出された、「民主党系政党は、自民党と比較して支持基盤が弱く下野すると支持基盤が崩壊し政党に求心力がなくなるため分裂するが、選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という仮説について検証する。

第二節 仮説を検証する枠組み

本章では、政党の支持基盤を構成する主要なアクターとして都道府県議会議員と圧力団体の2つを設定する。一点目の都道府県議会議員数は、選挙制度改革以後の衆議院議員選挙前年の自民党と民主党系政党の議席率を中心に比較する。衆議院議員選挙前年を比較する理由は、都道府県議会議員は支持基盤を構成するアクターと想定しているため、選挙時には議席を持っている必要があるからである。二点目の圧力団体は、現在の自民党と民主党を比較して民主党系政党の立て直しが遅い理由を明らかにする。さらに民主党系政党が、流動的な支持基盤である無党派層にどれだけ依存しているかという観点からも圧力団体の影響を分析するため、無党派層の投票行動についても分析する。ただしあくまでも支持基盤に対する議論であるので、無党派層の投票行動については政党ラベルの要因までは触れず民主党系政党の選挙での特質について検討する。

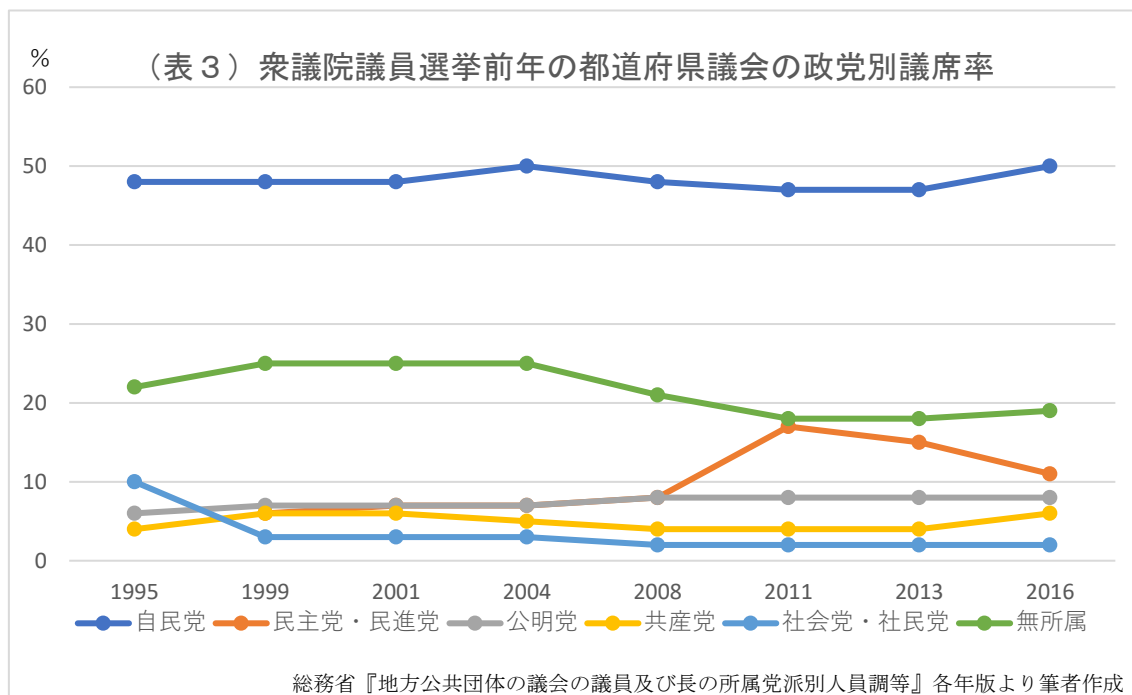
第三節 仮説の検証結果

まず都道府県議会議員について検討する。衆議院議員選挙前年の都道府県議会の政党別議席率を比較すると表3のようになる。自民党は下野直前の2008年を含めて常に半数近い議席率を持っていた。このため、地方議会で政策の違いを明確化することで、中央と地方の「ねじれ」を顕在化させて政権を揺さぶり、民主党政権への反攻の拠点にしていた（中北 2017: 247-250）。このことからたしかに、下野後の民主党系政党は自民党と反対に

¹⁵ 濱本は離脱の要因として政党ラベルのほかに執行部の権限強化を挙げている。しかしここでは、本章の仮説の背景として、政党からの離脱が非合理的ではないという状況を説明するために取り上げているだけであるため検討考慮から外す。

地方議会を通じた存在感の発揮が実現しなかったため、政権復帰の望みが薄い状況を生み出して分裂したといえる。自民党は、2012年の政権交代に結び付けた要因として、地方組織の強靭さが重要な役割を果たしたと総括している。また、自民党は地方議会において、下野している期間も議席率で50%弱、単独過半数を持つ都道府県議会で32と地方政治への影響が大きく、この議論には一定の妥当性はある（中北 2017: 230-234）。しかし民主党は、2005年の衆議院議員選挙で大敗しながら、その次の選挙にあたる2009年の衆議院議員選挙で政権交代を果たし政権入りしている。一方で、その間の都道府県議会の議席率には大きな変化が見られない。むしろ過半数を唯一越えた2009年の衆議院議員選挙前よりも下野直前にあたる2012年の衆議院議員選挙前のほうが議席率は高い。このことから、中北の「強靭な地方基盤のある政党は選挙で敗れたのちの反転攻勢が有利であり、基礎票があることから党勢の回復はしやすい」という議論が妥当である場合でも、その裏にあたる「地方組織が脆弱な政党は反転攻勢がかけづらく、党勢の回復は容易ではない」が妥当であるとはいえない。また、自民党や民主党北海道連のように地方議員の数が増えて地方組織が強靭化すると、同時に地方組織の党本部からの自律性も増大するため一枚岩的に結びつかなくなる。これにより政党の分離独立や対立による分裂が生じることもあるため、中北の議論の妥当性も疑われる（建林 2013: 300-308; 岡田 2016: 176-177）。

次に圧力団体について検討する。自民党が多く友好団体を抱えている要因は、中選挙区制の中で再選追求的に自民党所属の国会議員が業界団体の利益を媒介する中で友好団体となったためである（手塚 2016: 206-208, 216-217）。そのため圧力団体は政府・与党志向が強い。代表格の経団連¹⁶のように自民党の友好団体の多くは、自民党が下野したのちに



¹⁶ 民主党政権になって政治献金への関与を中止したのち、自民党政権に戻ってから復活した（中北 2017: 226-227）。

民主党の友好団体とはならなかった場合でも、民主党寄りに運営方針を変えた。このように圧力団体は、政権にいるからこそ特定政党の友好団体であるにすぎないといえる。自民党の支持団体とみなされてきた団体も、多くは自民党が長期政権を担っていたから支持団体であったにすぎない（中北 2017: 229）。小選挙区制では、特定の業界団体への利益供与による政党内での差異化などの、調整に基づく選挙戦ではなく、中央での政党競争の再現に近い形の選挙戦になっている（品田 2006:107）。二大政党制の成立後は無党派層が 50% 台後半で推移し、選挙結果の変動可能性が高い。この点からも加入率が低下して集票力の低下した友好団体の存在は重要ではなくなっていることがわかる（山田 2017: 115; 中北 2017:195-196）。以上より民主党系政党の友好団体の少なさは、政権獲得期待が薄いことに起因している側面が強い。このため、圧力団体の性質の違いは仮説を立証することにつながらない。

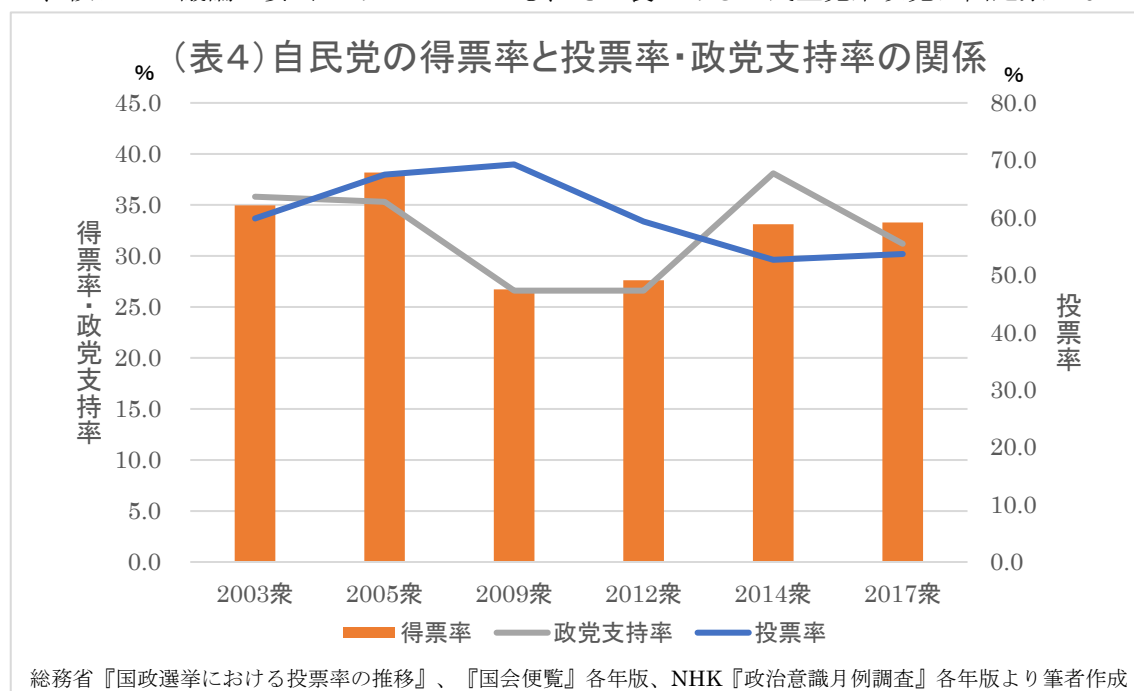
さらに自民党と民主党に共通し、マス・メディアの発達や社会構造の変化および小選挙区制における投票行動の特質によって、専門職的選挙制度に近づいていると指摘できる。専門職的選挙制度とは、①選挙において専門職が中心的な役割を持ち、②世論と有権者にアピールする弱い組織的結合を有し、③公職者が選挙において優越し、④利益団体と公的助成によって財政が形成され、⑤争点と指導者が強調されているという 5 条件からなる制度を指す（Panebianco 1982=2005: 268-273）。このため圧力団体に代表される関連団体は、大衆政党とは異なり得票数への結びつきも弱く、政党組織論の観点からも影響が薄い（品田 2006: 107）。

そもそも地方組織の強さや圧力団体に対する利益誘導が選挙において必要不可欠であるという考え方が、必ずしも妥当であるとはいえない。このことは小選挙区制の選挙の特質を検討から外しても、無党派層の増加と利益配分の限界という 2 点の要因から示唆される。無党派層、すなわち世論調査における「支持政党なし」層は、時事通信の世論調査で二大政党制の成立以降の内閣では安定して 50% 後半以上の数字を維持して推移している。このことは有権者の半分以上が無党派層であることを示しており、国政選挙の結果が大きく変動する状況が高くなっているといえる（山田 2007: 115）。さらに無党派層の影響力は、国政選挙だけでなく自民党員にしか投票権のない自民党総裁選にも存在する。具体的には、2001 年の自民党総裁選において、利益団体や派閥の締め付けがあるにもかかわらず、地元の支持者からの選挙での支持の獲得を重視して小泉に票が集まった事例がある。従来強い支持基盤を持つとされる自民党でさえ、その支持基盤のみでは選挙に勝てない程度まで無党派層の影響力は拡大している（河崎 2007: 195-202）。

無党派層に関して、無党派層が棄権すると固定票の存在が有利に働く。このため、支持基盤が弱い民主党系政党には無党派層に依存している分不利に働いているという指摘も考えられる（中北 2019: 333-334）。この指摘を検討するため、二大政党制が成立した 2003 年の衆議院議員選挙以降の衆議院議員選挙における投票率と自民党の全国での比例代表得票率、選挙直前の政党支持率をまとめると表 4 のようになる。この場合得票率と投票率の

相関係数は、95%の有意水準において有意であるとはいえないものの、 -0.11 と相関がないとされる水準である。一方で当然ではあるが、自民党の政党支持率と得票率には 0.82 と強い正の相関も観察され、この相関関係は 95%の有意水準において有意である。また 2003 年以降の参議院選挙の比例代表も含めた分析でもほぼ同様の結果¹⁷となる。このことから、投票率と自民党の得票率に関する相関関係は存在せず、あくまでも政党支持率との相関が存在するにすぎないといえる。中北の指摘は、2009 年以降の一部期間において投票率と得票率に負の相関が偶然観察されることに基づいているにすぎないといえる。それゆえ自民党に固定票の存在が有利に働いているという指摘は妥当ではない。

そもそも小選挙区制は、圧力団体等の組織票を無効化する効果を持つ。なぜなら、勝利が確実である選挙区ではその動員の持つ意味が薄まる一方、混戦状況では、負け候補を応援してしまうリスクを嫌い消極的な選挙運動への参加にとどまるためである（谷口 2004: 106-112）。さらに従来の保革対立のような対立軸を失った中で小選挙区制を導入すると、競争環境にある二党はどちらも似たような政策を曖昧に打ち出す（Downs 1957=1980: 137-140）。そのため特定の政党を継続的に支援することによるリスクが増加する一方で、必要性が減少する。このため圧力団体は特に顕著に政権与党の友好団体という立場になる。さらに、無党派層の民主党投票率が、二大政党制の成立していたころは特に高く、民主党は無党派層を得票源として支持を集めながら党勢の拡大と衰退を繰り返してきた（河崎 2007: 138-140; 川人 2013: 84-85）。そのため、そもそも「自民党は固定票があるために一定の得票が期待できるため党勢の回復がしやすい」という議論の妥当性が低い。また、仮にこの議論が妥当であったとしても、その裏である「民主党系政党は固定票がない



¹⁷ 投票率と得票率の相関が -0.10 (95%の範囲で有意でない)、政党支持率と得票率の相関が 0.82 (95%の範囲で有意) である。

ために安定した得票が期待できず党勢の回復が困難である」は、妥当ではないといえる。

利益分配は、経済成長の果実を支持層に分配するのが経済成長期の基本的な手法であり、果実が減少したことで分配能力を与野党双方が失っている。この課題は利益誘導型の自民党における圧力団体の支持離れのみならず、社会的弱者に分配する手法をとる中道左派政党すなわち民主党系政党¹⁸も厳しい立場に置かれている。それゆえ現在では、与野党問わず利益誘導による支持の誘導は成立していない（待鳥 2018: 201-209）。以上の要因によって、選挙制度改革の影響を無視しても、現代社会においては地方組織や圧力団体といった基盤や組織が選挙において不可欠ではないといえる。

以上の議論より自民党と民主党系政党の支持基盤を比較して、地方組織や友好団体といった観点から弱さを説明する仮説はその妥当性を否定できた。しかし、公明党との連立関係による宗教的支持基盤の不在による影響を考慮すべきという指摘も考えられるので補足して考察する。たしかに二大政党制が成立していた時期に、自民党の政権維持および党勢確保には公明党が果たした役割は大きい。公明党の基盤は従来の自民党の支持基盤と異なり、宗教団体である創価学会であり支持層も異なるので連立による集票効果が大きい。これは自民党が民主党系政党と比較して安定している要因として説明できる（中北 2019: 14.196-202.325-327）。しかし近年では、宗教団体もほかの圧力団体等の例に違わず集票力の低下傾向が観察される。ポピュリズム的政治手法によって地方選挙を中心に、無党派層の「風」によって敗れる事例もある。それゆえ浮動票の獲得が中心となる選挙制度と社会状況においては、公明党との連立が仮説の棄却を否定するだけの影響を与えていない（中北 2017: 209-212; 中北 2019: 342-344）。

第四節 本章のまとめ

以上より本章で論じた。「民主党系政党は、自民党と比較して支持基盤が弱く下野すると支持基盤が崩壊し政党に求心力がなくなるため分裂するが、選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という仮説は、分裂の側面の妥当性を示すことができなかった。ただし民主党系政党の地盤は、社会が個人化された都市部であるため自民党のような固定票の形成が難しく、農村部の固定票を基盤とした自民党式の党勢回復はできないという課題が存在している（蒲島 2014:315-320）。なお本章では、後半の集合に関してのデュヴェルジェの法則に関する検討を省略しているが、前半部分で仮説が棄却できたため第四章で検討する。

¹⁸ 2007 年の参議院議員選挙や 2009 年の衆議院議員選挙におけるスローガンである、「国民の生活は第一」などから中道左派政党と捉えることができる。

第三章 参議院の存在による二大政党制モデルの機能不全

第一節 仮説の背景

本章では、「参議院が存在し、選挙制度が中選挙区制と比例代表制から構成されるため集合圧力が弱く参議院側から分裂するが、選挙制度によって衆議院側には集合圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という第二の仮説について検証する。

この背景には、参議院があることで二大政党制モデルが機能していない可能性が存在することがある。イギリスでは議院内閣制と二大政党制からなるウェストミンスターモデルが成立しており、日本の小選挙区制を中心とする選挙制度改革はウェストミンスターモデルの日本での成立を目指したものである。しかし事実上の一院制であるイギリスと異なり、日本は参議院が存在する二院制であり、参議院の選挙制度および選挙時期が衆議院と異なる（待鳥 2015: 136-139）。参議院は、選挙制度の比例性が衆議院に比べて高いうえに、法案の審議過程で大きな影響力を持つ。このため第三党以下の政党は、生き残りや存在感の発揮が容易であり、新党の参入も容易である。これらの影響で存在する参議院の政党は、衆議院議員選挙にも候補者を擁立することも多い。このため衆議院議員選挙においても、有権者は二大政党以外の選択肢を常に持ち続ける（建林 2017: 27-29; 小堀 2013: 168-169; 岩崎 2013: 4-5）。

この議論は、二院制のアメリカでも二大政党制が成立しており、否定されるように見える。しかし議院内閣制でないことで党の議員への拘束力が弱いことに代表されるように、議院内閣制と大統領制で議会および政党の性質が異なるため、反論として不適切である

（岩崎 2011: 182-184; 廣瀬 2004: 29-32）。さらにアメリカは上下両院とも小選挙区制であり、2つの議院の選挙制度に差異によって第三党以下も生き残るという議論を補強している（建林 2017: 27-29）。具体的には、衆議院の選挙制度は小選挙区制が中心のため比例性が低く、小政党は比例代表制によって存続はできるが議席率が低くなる傾向にある。一方で参議院は、中選挙区制と比例代表制によって構成されているため比例性が高く、安定して存続できる傾向にある¹⁹（待鳥 2018: 186）。小政党でも衆議院で政党としては生き残れるのに加えて、参議院では衆議院よりも比例的に議席を確保できることで、一定の議席数が期待できる。これにより政党への集合圧力が弱まり、政党の分裂を促しているといえる。

さらに二院制議会に基づく議院内閣制を採用している国の中でも日本は、自民党も民主党も参議院の過半数割れによって「ねじれ」の状態になったことが政権崩壊につながっている。つまり、政権が議院内閣制本来の基盤である衆議院ではなく参議院に強く影響されているといえる。これは議院内閣制諸国で比較しても稀な例であり、制度の根幹にかかわる深刻な問題と指摘されることもある（岩崎 2013: 4-5）。参議院は単独過半数を獲得し

¹⁹ ただし一人区が存在するため、一定程度のスウィング効果は存在する。

確保するのが容易ではない選挙制度であることから、小政党でも政権運営や議会政治で連立形成や法案への賛否などで、大政党に対し一定の存在感を発揮できる。このため二大政党への集合圧力を弱め、分裂につながる（待鳥 2015: 138）。

一方で分裂した政党が再集合するメカニズムは、衆議院の選挙制度が小選挙区制中心になっているため本章でもデュヴェルジェの法則が利用できる。

以上の背景から導き出された「参議院が存在し、選挙制度が中選挙区制と比例代表制から構成されるため集合圧力が弱く参議院側から分裂するが、選挙制度によって衆議院側には集合圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という仮説について以下検証する。

第二節 仮説を検証する枠組み

国会議員の戦略的な政党間移動は、2009 年の衆議院議員選挙投票日までの期間について山本が分析しているためその手法を活用する。しかし山本の分析手法は、①衆議院の選挙サイクルのみに基づく政党間移動の研究である点、②全数調査であるため政党システムの変容を促す変化と少人数の離党による新党結成を同一の尺度で比較しており、規模の大きい移動が例外扱いとなっている点の 2 点の課題がある。そこで本章では、山本の分析枠組みに参議院の選挙時期を加えたうえで 2010 年以降に関しても考察し、参議院議員選挙に起因する政党間移動の法則も解明する。一方で本稿は、二大政党制成立後の政党システムに影響を与える大きな動きである「主に取り上げる事例」が議論の対象であるため、全数調査は行わず、任期を分けて政党間移動を分析する考え方を参考にする。

山本は、選挙間の一サイクルを 6 段階にステージ分けした。6 段階とは、StageA、StageF、StageO、StageP、StageQ、StageR を指す。StageA は、内閣総辞職から首班指名選挙までの間を指し、StageF は、12 月のうち国会の会期が終了している期間を、StageO は、選挙の日から特別国会の召集日までの間を指す。また、StageP は、国会の会期中を指し、StageR は、衆議院の解散から選挙までの期間を指す。なお StageQ は、前述した 5 つのいずれにも当てはまらない期間である。これは、イタリアとロシアでの政党間移動を分析したマーシオンとシュヴェストヴァが提示した 5 段階に分けるモデルを、日本に合わせて修正したものである（山本 2010: 66-74）。さらに本稿では、参議院議員選挙に関しても考察を加えられるように、山本の枠組みに加えて参議院議員選挙実施年の 1 月 1 日から投開票日までを StageC と設定²⁰する。なお山本は 2009 年 8 月 30 日までしか各 Stage を定義していない（山本 2010: 79-84）。このため、2009 年 8 月 31 日以降の期間についても同様に比較できるように、StageA、StageO、StageP、StageQ、StageR を設定する。

²⁰ 参議院議員選挙は衆議院議員選挙と異なり実施時期は明確であり、実施年は 1 月から新聞紙面で選挙の年と報道されることも多い。このため、参議院議員選挙にかかわる動きを広く捉えるべく 1 月 1 日からで設定した。

なお、二大政党制の成立を目的とした選挙制度改革は衆議院に関して行われたものであり、本稿の議論の対象も衆議院の政党システムである。そのため本章では、衆議院議員が参議院議員選挙の影響で政党間移動をした事例に関して扱う。また本章では、選挙制度や議会制度がもたらす直接的な効果についての影響を検討するため、間接的な効果については検討せず、必要に応じて第四章以降で論じる。

第三節 仮説の検証結果

本仮説の立証可能性を示す事例は、**StageR** にあたる 1993 年の衆議院選挙直前の自民党分裂である。当時の選挙制度は中選挙区制が中心であり、現在の衆議院議員選挙の選挙方式と比べ比例性が高かった。このためこの大規模な分裂は、比例性の高い選挙制度のもとでは集合圧力が弱く、分裂につながることを示している。よって本仮説は理論上妥当であるといえる。そのため、二大政党制成立後の参議院議員選挙でも 1993 年衆議院議員選挙で観察された事例が観察された場合、本仮説は立証されたとすることができる。

本仮説に最も近い選挙制度改革以後の大規模な事例は、1998 年の新進党の解党に伴う新党の結成である。この解党には公明の参議院議員選挙を独自に戦いたいという思惑と、小沢の身軽になって参議院議員選挙を戦うという思惑が存在する。このため集合圧力が弱まった結果、**StageC** で生じた分裂事例であると捉えることができるので、仮説に即した事例といえる（『読売新聞』1997 年 12 月 26 日朝刊 2 面；『朝日新聞』1997 年 12 月 28 日朝刊 2 面）。しかし新進党の解党は、二大政党制成立前の事例であり本稿で「主に取り上げる事例」から外れているため、仮説を補強する存在にすぎない。また政策対立や権力抗争といった側面が参議院選挙にかかわる側面よりも強調されており、補強につながるかさえも不明確である（『朝日新聞』1997 年 12 月 1 日朝刊 2 面など）。

「主に取り上げる事例」のうち **StageC** に生じた事例は、2016 年 3 月 27 日の民進党結党である。この事例により、参議院議員選挙が政党間移動および政党システムの変化に影響する可能性は示された。しかし仮説は、参議院の存在による政党間移動への影響は集合圧力の低下による分裂の促進であるとしている。本事例は民進党への合流であるため、仮説を立証する事例としては不適切である。分裂の 2 事例に関して検討すると、民主党の分裂は、**StageP** にあたる 2012 年 6 月下旬から 7 月中旬、民進党の分裂は、**StageR** にあたる 2017 年 9 月下旬から 10 月上旬の事例であり、どちらも適当とはいえない。このため本仮説を立証する事例は「主に取り上げる事例」の中には存在しない。

以上のことから「参議院が存在し、選挙制度が中選挙区制と比例代表制から構成されるため集合圧力が弱く参議院側から分裂するが、選挙制度によって衆議院側には集合圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という仮説は、補強する要素があるものの立証する事例が存在しないため妥当性を示すことができない。

第四節 反対仮説の検討

一方で「主に取り上げる事例」では、参議院議員選挙前に合流し、衆議院議員選挙前に分裂しており、仮説と正反対の結果が生じている。この結果を生み出す背景は2点ある。第一に、参議院が政権運営や議会運営に本来の議院内閣制の基盤である衆議院よりも大きな影響を与える、日本の二院制議院内閣制における制度上の特質である。第二に、参議院議員選挙の選挙制度には中選挙区制を採用しているが、一人区が一定数存在するため一定のスウィング効果が存在することである（岩崎 2013: 4-5; 待鳥 2018: 186）。さらに一般に、一人区の勝敗が参議院議員選挙の勝敗を左右するとされるため、選挙への影響力は定数に比べて大きい（『日本経済新聞』2019年7月22日朝刊3面ほか）。この結果民主党系政党は、政権への影響力を確保するため、スウィング効果の大きい一人区で候補者を効果的に擁立し、当選するために参議院議員選挙に向けて集合する。これは、中選挙区制における選挙制度がもたらすデュヴェルジェの法則に基づく理論上の効果とは異なる。実際2016年の民進党への合流以降に行われた二度の参議院議員選挙では、共産党が選挙協力の枠組みに加わり、存在感を示している。共産党は、従来の民主党系政党間での選挙協力や集合のみならず、非自民多党連立政権だった細川・羽田内閣時代も含めて、非自民勢力の結集の枠組みから基本的に外れていた。このことを考慮すると、共産党の選挙協力への参加は、日本の政党システムの転換点であるといえる。また結集は参議院議員選挙において特に顕著であり、2019年の参議院議員選挙にも継続している（『朝日新聞』2016年5月1日朝刊1面、2019年6月14日朝刊4面ほか）。一方でこの傾向は2014年の衆議院議員選挙でも観察された。このため、参議院議員選挙における集合効果はあくまでも衆議院議員選挙における集合が、参議院議員選挙においても起きただけであり、参議院議員選挙が集合圧力を引き起こす要因たり得ないという反論も考えられる（『朝日新聞』2014年11月15日朝刊2面など）。しかし実際に、2016年の参議院議員選挙前の StageC において民進党が結党し、2017年の衆議院議員選挙前の StageR において民進党が分裂している。さらに選挙協力の枠組みに2016年の参議院議員選挙からは共産党が加わり、政党システムは転換している。このことを考慮すると、参議院議員選挙についても集合効果は働くことがいえることから、反論は否定できる。

上記の背景より本章の反対仮説、すなわち「衆議院選挙は政党の分裂を生み出す効果を持つが、参議院が存在しその選挙制度と議会制度の特質から、選挙制度の生み出す効果に反して集合圧力が強まることで離合集散の繰り返しを促している」という仮説について本項で検討する。反対仮説の後半、すなわち参議院議員選挙に関しての部分はこれまでの議論で一定の妥当性を持つため、以下で前半部の衆議院議員選挙の効果について検討する。二大政党制成立以降の StageR で観察された政党間移動の事例では、「主に取り上げる事例」を除くと2005年の保守系の分裂、2009年のみんなの党結党を目的とした分裂、2012年の日本未来の党結党による合流が当てはまる（山本 2010: 201-229）。このうち分裂は、2005年は政策的対立の帰結として公認漏れした候補者の、2009年は自民党から公認漏れ

した議員が衆議院議員選挙で勝利するために再選追求的に分裂したものである。これは一選挙区からは一人しか当選しないという選挙制度の効果ともいえる（山本 2010: 93-94）。一方で民主党、日本未来の党の結党による合流の事例を考えると、両者とも小さな政党の勢力同士が結集して選挙に臨む再選追求の動きである（山本 2010: 93）。このことから StageR に見られる政党間移動は、再選追求的な動きとして分裂と集合の双方の事例が確認できる。2017 年の民進党の分裂に関しては、衆議院議員選挙に向けて再選追求的に希望の党と合流しながら、同時に一部勢力が再選追求的に分裂して立憲民主党となったことで、合流と分裂が同時に生じたと捉えることができる（『朝日新聞』2017 年 9 月 29 日 1 面、2017 年 10 月 3 日朝刊 1.2 面ほか）。このため前半部は妥当であるとはいえない。

以上より仮説は、後半部にあたる「参議院が存在しその選挙制度と議会制度の特質から、選挙制度の生み出す効果に反して集合圧力が強まることで離合集散の繰り返しを促している」という部分に関してのみ妥当性がある可能性がある。ただしデュヴェルジェの法則は自明には妥当でないため、仮説の後半部は、デュヴェルジェの法則の妥当性が第四章で示されるまで立証を保留する。

第五節 本章のまとめ

以上より本章で論じた、「参議院が存在し、選挙制度が中選挙区制と比例代表制から構成されるため集合圧力が弱く参議院側から分裂するが、選挙制度によって衆議院側には集合圧力が働くため離合集散が繰り返しされている」という仮説は妥当性を示すことができなかった。また反対仮説についても衆議院議員選挙の影響についての妥当性がなかったため、仮説の妥当性は示すことができない。しかし参議院では、選挙制度と議会制度の双方から政党への集合圧力を生み出すことが確認できた。よって本章では、「参議院議員選挙は、その選挙制度と議会制度の特質から政党の集合圧力を生み出す」という仮説に関しては、妥当である可能性が示された。ただしデュヴェルジェの法則の妥当性に関する検討を本章では留保しているため、この点を第四章で確認する。

第四章 選挙制度改革による政党組織への影響

第一節 仮説の背景

本章では、「選挙制度改革によって執行部の権力が強化されたため、党と議員の政策に具体的な乖離が生じると分裂するが、一方で選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という第三の仮説について検証する。

本仮説の背景には、野党の分裂について、政策的許容性と包括性から分析した木寺と、政党ラベルと執行部権力から分析した濱本の議論がある。

2012 年の分裂は、民主党が自民党・公明党と協調しながら進めた社会保障・税一体改革関連法案に対し、反対した小沢グループが離脱することによって生じた分裂である。小沢は過半数割れを実現するに足る勢力で離党し、勝利連合を崩すことを狙った時期もあった。しかし結局は、勝利連合の変化を生むに足る勢力での離脱とはならないことが判明している中で移動しており、政策追求的移動であるといえる（読売新聞政治部 2012: 180-213; 山本 2010: 84-90; 『朝日新聞』2012 年 6 月 22 日朝刊 3 面、7 月 3 日朝刊 1 面）。山本は、StageP における勝利連合に影響を及ぼさない移動は基本的に起こらないとして議論から外している。このため 2012 年の事例は山本の基準では分析できない。しかし社会保障・税一体改革関連法案をきっかけとする移動であり、政策的移動であることは明らかであるため、政策追求的移動であるとして扱う（山本 2010: 34, 84-90, 139-156）。一方で 2017 年の分裂は、民進党が再選追求的に希望の党に合流する際に、選挙で新党の色を出し民進党の色を消すため、政党の基本政策を受け入れない政治家を「排除」したことで生じた分裂である。再選追求的な動きをしたのが元の政党側であるという点で、一般的な再選追求的な分裂とは異なる特殊性はある。しかし、再選追求的な移動が基本である StageR に分裂しているため、再選追求的な分裂であるといえる（山本 2010: 76; 『毎日新聞』2017 年 9 月 30 日朝刊 3 面ほか）。

以上より、「主に取り上げる事例」だけでも分裂は、政策追求的分裂と再選追求的分裂と分かれており、分裂が生じる原因を政権追求、政策追求、再選追求の 3 つから絞って十全に定義することはできない（Strom: 1990 566-568）。しかし民進党分裂の事例は政策の不一致で分裂した民主党と共通する部分が存在する。具体的には、政党の基本政策との不一致があり、前原の左傾化した民進党からの脱却を目指したという思惑があったことである。StageR の分裂であることや、希望の党への合流の目的²¹を考慮すると政策追求型の分裂と断定とすることはできない。しかし、党と議員の間に政策の乖離があったために分裂が生じたといえることができるので、政策追求的移動と解釈できる余地がある（『読売新

²¹ 「衆議院議員選挙で野党が乱立すれば与党を利する結果に」「どんな手段を使ってでも、どんな知恵を使ってでも安倍政権を終わらそう」などの前原の発言が存在する。これらから、希望の党への民進党の合流は政権追求のかつ再選追求的であるといえる（『朝日新聞』2017 年 9 月 28 日朝刊 1 面ほか）。

聞』2017年10月5日朝刊4面)。

小選挙区制の下では、仮に自民党の固定票での得票能力が50%であると仮定すると²²、本来は残りの50%を固めたうえで浮動票の獲得競争を行うため分裂せずに、合流ないしは徹底した選挙協力をするのが合理的である。つまり、2012年や2017年のような分裂選挙は非合理的であるといえる (Duverger 1951=1970: 240-251)。この非合理性、すなわち分裂を生み出す要因を、木寺と濱本がそれぞれ分析した。木寺は、政策的許容性と包括性の双方の低さ、濱本は、政党ラベルが負の状況下での執行部の権限強化によるものであるという議論を展開した。(木寺 2015: 242-243; 濱本 2018: 72-75)。両者の議論が妥当である場合、どちらの議論に基づいても、分裂を促した要因は政党組織のトップダウン化であるといえる。つまり分裂は、小選挙区比例代表並立制に適応しやすくすることを目的に、トップダウン化を進めた影響であると説明可能である (待鳥 2018: 181)。小選挙区制の下では各選挙区に候補者は一人しか擁立されないため、中選挙区制において複数議席の獲得を目指した自民党で観察された同士討ちがなくなる。そのため党が握る公認権の重要度が高まり、党執行部の党所属議員に対する統制力を強める効果をもたらす (中北 2014: 27-28.215-218)。党執行部の党所属議員に対する統制力が強まることは、すなわち党執行部の権限強化である。統制が政策に及べば政策的許容性の低さにつながり、政策過程に及べば包括性の低下につながる。このことから木寺の議論に則ると、小選挙区制導入が党組織の集権化という影響をもたらしたことが、分裂を生み出している可能性が指摘できる。また濱本の議論に則ると、執行部権力が強いため議員にとって政党ラベルが重要になったことで、政党ラベルが負の状況下で分裂を生み出している可能性が指摘できる。

一方で分裂した政党が再集合するメカニズムは、本章でも、デュヴェルジェの法則が利用できる。衆議院の選挙制度の中心が小選挙区制である。さらにデュヴェルジェの法則が妥当であれば、第三章の検討結果より、参議院議員選挙でも集合効果が働くため、より集合は生じやすくなる。

以上の背景から導き出された、「選挙制度改革によって執行部の権力が強化されたため、党と議員の政策に具体的な乖離が生じると分裂するが、一方で選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という仮説について、以下検証する。

²² 表4より自民党の比例代表での得票率は全国単位では30%台前半であり、公明党の得票率は10%台前半である。このため、浮動票を固定票の得票率に比例すると簡易的に仮定すると、全国単位では固定票のうち自民党の得票能力は50%を切っている。これを踏まえると、合理的な行動を説明するうえで仮の議論として設定する数字としては的外れであるとはいえない (総務省『国政選挙における投票率の推移』および『国会便覧』各年版)。また実際には、固定票の割合は政権にある自民党のほうが高い傾向があり、さらに集合して浮動票を集める必要性が生じる。

第二節 仮説を検証する枠組み

第一節にて提示した木寺および濱本の議論には、両者の分裂までの過程の分析内容が異なり、両者の議論は妥当であることが自明ではない。さらにそれぞれ特定の個人の存在に依存している、4つの経路のうち2つに関して具体的事例が欠如しているという課題が存在する。そこでまず両者の議論について検討し、具体的事例と一般性の両方を担保した妥当性のある部分を確認し、具体的な検証に活用する。

そのうえで両者の議論の妥当である部分を利用して、分裂および集合のメカニズムについて分析し、仮説を検証する。政党の分裂および集合の動機を理解するうえでは、山本の任期を分ける手法が、時期を固定して客観的に政党間移動を分析することが可能であるため有効である。そのため、第三章の分析枠組みを活用する。

また、第三章まででデュヴェルジェの法則の妥当性に関する検討を保留していることから、本章で併せて行う。

分裂と集合のどちらも、「主に取り上げる事例」において妥当である議論と判明したのちに、選挙制度改革以後の政党間移動について、できるだけ例外なく説明できるように新進党等ほかの政党に関する議論も行う。このことによって一般化を確認する。なお本稿では、特定の個人の存在が条件になるものは一般化しているとはみなさない。

第三節 仮説の検証結果

第一項 木寺の議論の妥当性に関する検討

本章の仮説の検証に入る前に木寺および濱本の議論の妥当性に関して検証する。本項では木寺の議論について検討する。木寺の議論は、経済学者であるハーシュマンの離脱と発言の選択モデルに基づいている（木寺 2015: 242）。ハーシュマンのモデルは、離脱するかどうかの決定は、離脱すると行使できなくなる発言の行使が効果的なものとなるか否かの見込み次第である。そのため発言は、離脱を補完しかつ代替手段となるというものである。発言を選択する場合は、組織を元に戻す可能性があると評価し、離脱の確実性よりも元に戻す可能性にけることに価値があると評価した場合であるというものである

（Hirschman 1970=2005: 40-42）。この議論に基づいて木寺は、政策的許容性と包括性が低い場合、自らの当選に利するような政策が掲げられない。そのうえ、それを覆す機会も乏しいため、「離脱」が選択されるという議論を展開している（木寺 2015: 243）。この議論は、山本が野党議員の政党間移動を政策的許容性と政権獲得期待の2つの概念から分析した枠組みのうち、政策的許容性と包括性の観点から分析したものにに基づいている。これは、山本が政権獲得期待は容易に高められるものでないと述べたことを踏まえ、木寺が二大政党制の成立期間の民主党が離党者を極小化できた要因として新たに提示した枠組みである（山本 2010:33-34; 木寺 2015: 241）。山本は、再選追求行動は政策追求行動や政権追求行動に優越するが、それゆえに外形的には政権追求行動や政策追求行動と区別がつかないという立場をとっている。そのため、政策追求のないし政権追求の議員の離脱の理

論について検討する（山本 2010: 31-34）。なお山本は、再選追求行動がある場合にも政権追求行動ないしは政策追求行動の形で現れるとしている。このため、再選追求が優越するという前提に妥当性がない状況²³でも論理に影響はない（山本 2010: 33-34）。

まず木寺の政策的許容性と包括性の定義を確認する。政策的許容性は、その政党が許容する政策路線の幅であり、所属議員の幅広い政策範囲を許容する場合に高くなる性質を持つ。包括性は、党の意思決定の仕組みにおいてどの程度の議院が意思決定に参加できるのかという観点であり、多くの議員が意思決定に関与できる場合高くなる性質を持つ（木寺 2015: 241-242）。木寺は山本の野党議員の政党間移動に関する分析枠組みのうち政権獲得期待は容易に高められるものではないとして議論の対象から外しているが、問題がない。なぜなら山本は、政権追求行動を、与党への移動、ないしは移動によってそれまで野党だった陣営が勝利連合に代わるような移動と定義しているため、「主に取り上げる事例」はいずれも政権追求行動には含まれないからである（山本 2010: 34）。そのうえで「自らの当選に利する政策」については、「政策志向に沿う政策」と置き換えて前提との齟齬を排除する。

以上をもとに木寺の議論を検討する。まず木寺の議論がハーシュマンの議論に基づくものとして適切かどうか検討する。木寺の議論の根底にあるハーシュマンの議論では、発言で元に戻す対象は衰退した組織である。これを所属議員個人に関する議論に当てはめると、自らの政策志向から乖離した所属政党と置き換えることができる（Hirschman 1970=2005: 34.41; 木寺 2015: 242-243）。これをもとに先述したハーシュマンの離脱と発言のモデルを書き換える。すると、「発言を選択する意思決定は、自分自身ないし他人の活動を通じて所属する政党の政策を自らの政策志向に近づけることができる可能性がある」と評価し、現在可能な離党による確実性よりも政党の政策を自らの政策志向に近づけることに価値があると判断することに基づく」となる。後者の離脱と発言の価値判断に関しては、議員の行動目標の一つに再選や昇進が存在はすることを考慮する。すると、一般に選挙戦に元の所属政党を離脱して選挙戦に臨むよりは、大きな政党で戦うほうが資金面²⁴も含めて有利である。さらに元の政党に残ったほうがポスト等の面で昇進にも有利である²⁵。そのため離脱よりも自らの政策志向に近づけることに価値を見出す可能性が高い

（Feno 1973: 1-2; 山本 2010: 72-3; 建林・増山 2007: 132.124）。前者の政策志向が変化する可能性に関する評価について木寺は、政策的許容性の高い場合には結果的に自らの志

²³ 再選追求がほかの 2 つのインセンティブに優越するという議論の妥当性に関しては、第二項で検討する。

²⁴ 選挙過程を支配する要素としてポリティカル・マネーの一つである政党助成金の影響力の大きさは圧倒的である。さらに助成金は公的資源であるため政党の権力資源の一つである合法的権威の現れでもある（岡沢 1988: 24-25.184）。

²⁵ 山本は昇進を政権追求と読み替えており政権追求に関しては本章での議論からは外している。しかし建林・増山は、政権追求と異なる文脈で昇進も離脱を左右するとしている（山本 2010: 31; 建林・増山 2007: 132）。

向に合った政策が掲げられ、包括性の高い場合には別の機会に自らの政策志向に近づけることが期待できると分析して解釈している。このため一般に、政策的許容性と包括性の少なくとも一方が高い場合には、政策志向に近づけることができると判断できるといえる。以上より木寺の議論は、依拠しているハーシュマンの理論に基づく政党間移動の理論としては妥当性がある。

次に、木寺の議論の枠組みに当てはめて、政党がどのような変化を辿ったかについて検討する。木寺は、民主党に関して結党期は包括性が高いものの政策許容性は低く、新進党の分裂で新進党系が加わったことで政策許容性も上昇したが、小沢の下で包括性を失っていった。政権についたのちは財源的制約によって政策的許容性も失って分裂へとつながったと分析し説明している（木寺 2015: 243,246-263）。この説明は政策的許容性と包括性を民主党の下野までの期間を分析したものとしては妥当であるといえる。

この説明のうち、小沢個人に依存している部分を一般化する。すると、「政策的に共通性の高い少人数の包括性の高い政党がほかの勢力と合流することで政策的許容性を高める。しかし人数が増える中で包括性を失っていき、政策実現のうでで障壁が生じると政策的許容性も低くなり分裂につながる」と言い換えることができる。この説明は木寺の具体的な説明との齟齬はなく、一般性も存在する。包括性を失う過程に関して一般化したとおりの動きであるか詳細な検討は必要だが、その他の部分に関しては前段と合わせて木寺の議論は妥当性が示され、一般化もできた。

第二項 濱本の議論の妥当性に関する検討

本項では濱本の議論の妥当性について検討する。濱本によると、①再選が禁止されていない、②議員になることが出世や政策目標の条件になること、③議員歴の長さが出世の可能性や政策実現の影響力と結びつく²⁶という3条件がそろっている状況下では、議員の最大の目標は再選である。再選目標は政策目標や昇進目標に先行するという議論をもとに、濱本は議員の移動を分析している（建林 2004: 21-25; 濱本 2018: 42,48-50; Mayhew 1974: 16-17）。小選挙区比例代表並立制の下では、政党単位での選挙戦となるため必然的に政党ラベルの及ぼす影響力は大きくなる。そのため、政党ラベルの正負と再選追求活動内での政策への依存を決める執行部の権限強化を合わせて4つの経路に分類した。それをもとに、小選挙区比例代表並立制において生じる帰結について、①集権的な一体性を確保しながら造反と政党間移動が抑制される、②分権的な一体性を確保しながら造反と政党間移動が抑制される、③集権的な一体性を確保しながら造反と政党間移動が促進されるという3つの帰結に分類した（濱本 2018: 73-75）。

以上の前提をもとに濱本の議論を検討する。まず濱本の議論の基盤である議員の目標に関する3条件を検討する。第一の条件は、日本の国会議員に対して再選禁止の条項は存在しないため自明に担保されている。第二の条件は、日本では内閣の役職は条件付ながら議

²⁶ 濱本はこれをシニオリティ・ルールと呼んでいる。

員以外にも与えられている。さらに政策過程においても、経済財政諮問会議のような内閣府や、所管官庁に設置されている有識者会議や審議会の答申が大きな影響を与えることができる。しかし入閣はあくまでも一定の条件付であり、内閣総理大臣になることはできない。また議会や政党²⁷の役職は基本的に議員である必要があり、議員であるがゆえになれる役職が政策過程に大きな影響を与える。審議会等の答申にも議員の事情が考慮されることなどから、一定程度の担保はされているといえる（本間 2010: 169-171; 小野 2014: 100-103; 田川 2016: 212-217; 真淵・北山編: 2008）。一方で第三の条件に関しては、選挙制度改革以降、党外からの支持を考慮した人事を行った結果、抜擢人事が増加し、派閥規模と異なる役職配分によって当選回数主義の弱まりが見られたとの観察結果がある。現在でも自民党で当選4回の小泉の入閣が異例と報じられた事例がある。民進党でも、のちに撤回されたものの、当選2回の山尾を幹事長に起用する方針が示された。以上のことから、選挙制度改革以降、第三の条件は担保されているとはいえない（濱本 2018: 241-5; 『日本経済新聞』2019年9月11日朝刊1面; 『読売新聞』2017年9月3日朝刊4面、2017年9月5日朝刊1面）。このことから議員の最大の目標は再選であり、その下に政策目標や昇進目標が存在するという濱本の立場は存立要件を満たさない。

そこで再選追求が議員の行動の基本ではない点に留意し、小選挙区比例代表並立制下の4つの経路と3つの帰結が成り立つか検討する。まず、有権者は、政策や政治に関する情報の入手コストが高く入手が容易な業績による判断が活用されるため、政党ラベルは政権党への業績評価に基づくといえる（濱本 2018: 63, 67）。一方で執行部の権限強化とは、すなわち執行部主導で政策が決定されるようにすることである。木寺の枠組みを利用すると包括性と政策的許容性の双方が低下した状態であると言い換えることができる（濱本 2018: 56-57）。木寺の議論を濱本の議論に組み込んで理解すると、「包括性と政策的許容性の双方が低下した状態であっても政党ラベルが正であれば分裂は抑制される」となる。ここでは、再選追求に関する濱本の立場が妥当性を欠いている状況下で濱本の議論に木寺の枠組みを組み込んでいる。しかし木寺の議論は、再選追求活動が表に現れないとした山本の議論をもとに成立しているため問題ない。再選追求中心の議論は棄却されているため、山本の枠組みに即して政策追求中心に検討する。すると政党ラベルとは、政党の業績の正負ではなく、政策志向が自らに近いかどうかと言い換えることができる（山本 2010: 33-34）。それゆえ濱本の議論は、そもそも前提条件に妥当性がなく、妥当性がある部分のみで議論を検討すると木寺の議論をほぼ言い換えた形となる。

第三項 仮説の検証—分裂に関して

これまで検討した木寺と濱本の議論に対する検討より、木寺の仮説に修正を加えた「所

²⁷ 日本共産党では国会議員ではない委員長が存在したことがある。しかし合法化後は、議員時代に委員長になった者が辞めた後もその地位にいただけであり、特別な考慮は必要ない。

属政党の政策的許容性と包括性がともに低い場合、政党の掲げる政策が自らの政策志向に沿わない場合は分裂する。分裂に至る過程は、政策的に共通性の高い少人数の包括性の高い政党が、ほかの勢力と合流することで政策的許容性を高める。しかし人数が増える中で包括性を失っていき、政策実現のうで障壁が生じると政策的許容性も低くなり分裂につながる」という議論は妥当であるといえる。このうで、「選挙制度改革によって執行部の権力が強化されたため、党と議員の政策に具体的な乖離が生じると分裂するが、一方で選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という仮説について検証する。

まず本項では、仮説の前半部にあたる「選挙制度改革によって執行部の権力が強化されたため、党と議員の政策に具体的な乖離が生じると分裂する」という議論の妥当性に関して検討する。

第一に、分裂の前提にあたる執行部の権限強化が、選挙制度改革によるものであるという論理が妥当であるか検討する。選挙制度改革の目的は小選挙区制の導入による二大政党制の実現である。自民党や民主党などの一定規模の大政党は、選挙制度が小選挙区制中心であること、比例代表に惜敗率に基づく復活当選制度が存在することから小選挙区制中心の選挙戦略をとっている。したがって、選挙制度改革による変化とはすなわち小選挙区制の導入による変化とみなして問題ない（待鳥 2015: 173）。

そこで小選挙区制を導入すると執行部の権限が強化されるという議論は妥当といえるのかを検討する。小選挙区制の下では、候補者は一般に²⁸、当該選挙区から唯一選出される議員となる。このため当然に候補者は、当該選挙区における所属政党唯一の候補者となる。二大政党の前職候補が、新人候補や小政党の前職候補よりも優位にあることから、候補者は政党の政策や組織に依存する傾向を強める。このため公認権を持つ執行部に対立して、公認を得られないことによるコストが大きくなる。それゆえ党執行部の統制力が強まると考えられている（中北 2014: 28; 斉藤 2010: 184-185; 三宅 2001: 38-45.53-5）。実際、選挙制度改革以前の自民党では、候補者は一つの選挙区に複数の自民党候補者が立候補していた。このため候補者間で競争関係があり、党本部の政策に依存することができなかった。さらに選挙区の候補の当落が、保守合同による結党時点での有力者間の対立によって形成された派閥の規模に影響を及ぼした。このため派閥が候補者を支援する体制であった。結果として選挙においては、党本部よりも派閥の影響力が強かった（藪野 2019: 56-57; 佐藤・松崎 1986: 53-54; 居安 1983: 122-124）。また派閥の規模が、そのまま総裁選すなわち首相選にも直結した。さらに派閥均衡型の人事慣行が形成されていたため、人事面でも派閥の影響力が大きかった（藪野 2019: 56-57; 笹部 2017: 95-96）。このため派閥の存在を前提に調整のための機関が設置されていたことも含めて、党組織における派

²⁸ 比例代表並立制により重複立候補していた得票率が二位以下の候補者が当選することで、一つの選挙区から複数の当選者が出ることもある。しかし、あくまでも小選挙区選出議員は一人である。

閥の影響力が強く、反対に党総裁を中心とする執行部の権力は弱かった（笹部 2017: 85）。一方で選挙制度改革後は、中選挙区制時代と異なり公認権が存在することで、選挙は政党を主体とするようになった。選挙への派閥の影響力が後退して党幹部や首相周辺の影響力が強まった（建林 2017: 37; 浅野 2006: 90）。2005 年の衆議院議員選挙において郵政民営化法案に造反した議員を公認せずに対立候補を擁立して圧勝した事例や、2001 年の内閣不信任案の採決において対抗馬擁立を示唆して造反を牽制したのはその象徴的な事例である（中北 2017: 110; 藤村 2014: 161; 『日本経済新聞』2000 年 11 月 19 日 1 面ほか）。さらに選挙での派閥の影響力が低下して無派閥の議員が増加したことにより、人事面でも脱派閥化が進んだ（中北 2017: 58-63）。このことから自民党では、選挙制度改革によって総裁および執行部の権限が強まっており、党組織全体的に派閥の影響力が弱まったことが確認できる。このことから小選挙区制を導入すると、執行部の権限が強化されるという議論は妥当であるといえる。

選挙制度改革前から継続して存在する政党は自民党のほかに公明党、共産党、社民党がある。しかし公明党と共産党は、選挙制度改革前に選挙区内での競合は観察されず、改革後も比例代表が中心の中政党であり一貫して勢力が弱かった。社民党は改革の前後での党の勢力に乖離が激しい（藪野 2019: 60）。このことから、自民党以外の政党は、選挙制度改革による執行部の権力の変容を比較するうえで適さない。

第二に、分裂の理由である、執行部の権限強化が党と議員の政策志向の乖離による分裂、すなわち政策的許容性と包括性の低下につながるという論理が妥当であるか検討する。まず包括性について自民党は、政務調査会などに代表される党内の政策過程で一定のルールの下で自由に発言できる制度があり、その意思決定方法は全会一致が慣行であった。このため発言によって政策を修正する余地が存在したことで、包括性が支えられていた（中北 2017: 96-98）。また中選挙区制時代の選挙は、先述のとおり選挙区内で候補者同士の競合があるため政党の政策に依存できず、自らの独自の政策を掲げる必要もあったため、政策的許容性も高かった（建林 2004: 49; 品田 2006: 106-107）。しかし選挙制度改革以降、政策決定過程にける首相官邸の影響力強化と政務調査会や所管官庁の影響力の低下が、多くの政策分野において一貫して観察されている（建林 2017: 40-46）。党内の政策過程の政策過程全体における影響力が低下すると、政策過程において発言によって政策を修正できる余地が減少するため、包括性の低下につながる。具体的には郵政民営化法案の総務会採決の際に慣行に反し、多数決で採決した事例が挙げられる（中北 2017: 106-110）。有権者は中選挙区制時代と異なり、個人の政策や人物よりも中央の政党の政策に影響を受ける。このため選挙に際しても政党の政策の影響を強く受けるので、政策的許容性は小選挙区制を導入すると必然的に低下する（品田 2006: 107）。特にマニフェストの導入で、これまでのように総裁の変更などによる政策的ポジションの変動幅が小さくなった。このことは、政策の一貫性というメリットとともに、政策的許容性の低下をもたらした（木寺 2015: 258）。以上より小選挙区制中心の選挙制度の導入によって政策的許容性と包

括性が低下するという論理は妥当であるといえる。

第三に、事例を分析して、「主に取り上げる事例」を中心とした分裂事例がこの仮説のとおりに生じているかを検討する。まず 2012 年の民主党の分裂について検討する。民主党は当初、非自民政党の集合体として、政権交代を統合原理として成立したため政策的許容性は高かった。まともには弱かったため、旧政党ごとのグループの党運営に与える影響力も大きく、政策過程に関しても共有の文化が存続し、包括性も高かった（木寺 2015: 252-256; 吉田 2016: 101）。しかし小選挙区制が定着し、民主党が自民党の代替政党としての色合いを強めると、有権者の自民党に対する負の業績投票の受け皿となるため、執行部の判断で対決的な方針を打ち出した。マニフェストが強化され、普遍主義的な方向で代表変更による政策変更を妨げる形になったこともあり、政策的許容性が低下しはじめた（前田 2011: 212-253; 木寺 2015: 258-259; Sasada et al. 2013: 429-434）。さらに議員が増えたことで政策過程も次第に閉鎖的になり、包括性も低下した（薬師寺 2012: 47-48.419; 木寺 2015: 260-261）。その後政権につくと財政的な限界により歳出政策と歳入政策の両面に関して制約が生じ、政策的許容性の低下が顕著になった。民主党は行政府の政策立案過程に関して、内閣一元化による政治主導を掲げていたため、政務三役会議を中心とした政策過程を強化した。そもそも自民党政権下で、首相官邸の影響力が上昇した政策過程が既に確立していた。その中で官邸の権限をさらに強化したため、党内過程の存在意義がさらに薄れて包括性の低下を顕著にした（建林 2017: 42-43.46; 牧原 2013: 193; 薬師寺 2012: 50-54; 藤村 2014: 298）。この問題は、社会保障・税一体改革法案の党内過程において包括性の低下が顕著に現れた。この時に政策的に党の消費増税方針と乖離のあった小沢グループが、党内過程でも影響力を失ったことで離脱し、新党「国民の生活が第一」を結成する形で分裂した（読売新聞政治部 2012: 20.185-189; 『朝日新聞』2011 年 8 月 9 日朝刊 4 面; 『毎日新聞』2012 年 7 月 2 日夕刊 1 面. 7 月 12 日朝刊 1 面ほか）。このことから 2012 年の民主党の分裂は、政策的許容性と包括性の双方が低下した状況下で、消費増税をめぐる党と政策的乖離のあった小沢グループが離脱したことによる分裂であるといえる。

次に 2017 年の民進党の分裂に関して検討する。民進党は結党の目的が、参議院議員選挙で共闘するための中心となる二党による合流であった。このため政策的許容性は結党当初は高かったが、共闘の枠組みに共産党が加わったことで左傾化し低くなった（『朝日新聞』2016 年 2 月 24 日朝刊 1 面. 27 日朝刊 4 面ほか）。包括性は、2016 年に代表選で勝利した蓮舫が近い人物を中心とする執行部人事を行ったように、非主流派の発言の影響力が派閥調整型人事であった民主党時代よりも低い部分が観察された。さらに他党と協力関係にある兼ね合いで政策における執行部の影響力が大きかったことも合わせ、結党当初から低かった（安積 2016: 50-55; 木寺 2015: 256-257.260）。そして政策的許容性と包括性が低い状態で、左傾化した党の政策志向と乖離した細野らが離脱した。その際に一部議員が、希望の党の政党ラベルを利用して選挙に臨むことを狙ったため、離党ドミノが生じ

た。この流れを受け、代表ながら左傾化する党とは政策志向が乖離していた前原²⁹が、衆議院議員選挙に勝つために希望の党の政党ラベルを利用する目的で、希望の党へ合流した。希望の党は、保守政党を標榜し左派を排除する方針も示していた。この中で合流したため、当然に左派の分裂を促した（『読売新聞』2017年8月5日朝刊4面、9月14日朝刊4面、9月28日夕刊2面ほか）。しかしこの流れに関して民進党は、政策志向は立憲民主党として分裂したリベラル系に近く、政策に具体的な乖離が生じて分裂したとする仮説が当てはまらないという指摘も考えられる。しかし、希望合流前に細野ら保守系が分裂していたこと、前原が左傾化した党を変えたいと発言していることなどから政策乖離による分裂といえる。したがって詳細に検討すると、共産党との選挙協力が中心の党の政策方針と乖離しており、選挙が近づいたタイミングで希望との選挙協力を望む右派が分裂した。しかしその時の代表が前原であったため、一見すると左派が分裂した形になったと理解できる。このため特殊な操作はしているものの、問題なく仮説のとおり事例といえる。前原が党の主流的な政策志向と乖離しながら代表として選出された背景には、左派の主流派が推進していた共産党との共闘に、右派系は地方議員も含めて抵抗感が強かったことが挙げられている。しかし、代表変更による政策等の方針転換の余地は限定的であった。さらに左派系議員も一定数存在し、党内融和を優先する必要があった党内環境であったため、この点も仮説を覆す根拠とはならない（『朝日新聞』2017年8月31日朝刊4面、9月2日朝刊2面ほか）。

最後に仮説の一般性を確認するため新進党の分裂についても検討する。新進党は、非自民勢力の結集として結集して当初は政策的許容性が高かった。しかし、党首の小沢が政策を純化する路線をとったことで政策的許容性が低下した。包括性も、自民党とは異なり人事慣行が整備されておらず、党首選後の人事が親小沢で固まったことに見られるように低かった（木寺 2015: 244-245）。そしてその状況下で、公明党系が母体である創価学会の意向も受けて参議院を中心に分党を要求し、選挙で創価学会の票が期待できなくなった。このことが離脱を選択する機会となって分裂している。このため、政策的許容性と包括性の双方が低下し、公明の離脱によって集合のインセンティブを失ったことで、分裂したということもできる（五百旗頭ほか編 2006: 164-165; 『毎日新聞』1997年12月25日夕刊1面、1997年12月26日夕刊1面ほか）。

以上のことから仮説の前半部分にあたる「選挙制度改革によって執行部の権力が強化されたため、党と議員の政策に具体的な乖離が生じると分裂する」という部分について、一般性を持ち妥当であることが、理論と事例の双方から示された。

第四項 仮説の検証—集合に関して

次に仮説の後半部分にあたる「選挙制度によって常に集合の圧力が働く」という議論の

²⁹ 前原は共産党との選挙協力を念頭に、この2年間党が余りにも左傾化し疑問を感じたと語った（『読売新聞』2017年10月5日朝刊4面）。

妥当性について検討する。小選挙区制中心の衆議院議員選挙に加え第三章で選挙制度の特質によって参議院議員選挙でも集合圧力が働くが、その前提となっているのはデュヴェルジェの法則である。デュヴェルジェの法則とは、単純多数一回投票制度は、二党制に有利に働くという法則を指す (Duverger 1951=1970: 241)。

まず、デュヴェルジェの法則が妥当であるか検討する。この法則はライカーらが、選挙制度が小選挙区一回投票制になることで二党制に近づくことも含めて、演繹的に証明している (Riker 1976: 105)。デュヴェルジェの法則に関しては第一章でも触れたとおり、選挙制度は政党システムが規定する従属変数であるという逆の因果関係が存在するという反論が存在する。しかし、日本では多数の小党による非自民連立内閣の細川内閣で導入されたことから反論は妥当であるとはいえず、デュヴェルジェの法則の妥当性は損なわれない (濱本 2018: 82)。別の反論として、デュヴェルジェの法則は選挙区レベルでは成り立つが、強力な地方政党が存在する場合には全国レベルでは成り立たない場合があることをデュヴェルジェ自身が指摘している。一方で逆説的に、全国規模の政党は機械的、心理的要因から二党制に収束するといえる (Duverger 1951=1970: 246; 川人ほか 2001: 121)。日本においては、2019 年の参議院議員選挙の一人区で、立憲民主党と国民民主党の二大野党が共産党などを巻き込んで選挙協力を行っており、選挙後に共同会派や合流といった話も出ている。このため選挙協力という形での合流にとどまることもあるが、全国規模の政党では二大政党に収斂する傾向があるといえる。選挙協力にとどまる理由として、①衆議院においては公明党のように比例代表が存在するため比例代表での議席獲得は期待できる程度に支持基盤のある政党があること、②参議院では定数の大きな選挙区があり、デュヴェルジェの法則を一般化した $N+1$ ルール³⁰が成立するため完全な二党への集合圧力が働かないことの 2 点が挙げられる (中北 242-243; 安積 2016:112-114; Reed 1990: 355-356)。しかし以上の要因によって、単純な小選挙区一回投票制の場合よりは緩やかであるとしても、理論上デュヴェルジェの法則そのものは妥当であるため仮説も妥当であり、集合圧力は働いているといえる。

次に、事例に当てはめてもおお仮説が妥当性を持つかどうか検討する。「主に取り上げる事例」のうち集合にあたるものとしては、2014 年の民進党結党が挙げられる。この結党は第三章でも示したとおり StageC における集合である。民主党も維新の党も全国政党³¹であり、目的も参議院議員選挙に向けたものであるため、仮説に即して集合圧力が働いた結果であるといえる。2012 年の民主党の分裂に関連して分裂した複数の勢力は、衆議院議

³⁰選挙区の有効候補者数は選挙区定数を N とすると $N+1$ に収束するとした定理である (Reed 1990: 355-356)。こちらでも数学的に証明されている (Cox 1994: 616-617)。

³¹デュヴェルジェは、カナダの地方政党を 2 ないし 3 の州にしか勢力がないとしている (Duverger 1951=1970: 246)。これを参考に日本においては、衆院比例区の区割で 4 以上の区の中に一人以上、衆議院ないし参議院の選挙区または衆議院比例区の議員がいることと設定する。

員選挙の勝利のために少しでも集合するため日本未来の党として集合している³²（『読売新聞』2012年12月2日朝刊4面；『日本経済新聞』2017年12月17日朝刊2面、2017年12月17日夕刊2面）。さらにほかの事例を確認しても、1995年の新進党の結党や2003年の民由合併も選挙を意識し、政権交代可能な政党を作るための集合である。これらもデュヴェルジェの法則通りに動いているため、仮説に即した事例であるといえる（吉田 2016: 92-94；小塚 2017: 76-78；『読売新聞』1994年7月28日朝刊3面、2003年7月24日朝刊4面）。

以上のことから、仮説の後半部分にあたる「選挙制度によって常に集合の圧力が働く」という部分について、一般性を持ち妥当であることが理論と事例の双方から示された。

第四節 本章のまとめ

以上より本章で論じた「選挙制度改革によって執行部の権力が強化されたため、党と議員の政策に具体的な乖離が生じると分裂するが、一方で選挙制度によって常に集合の圧力が働くため離合集散が繰り返されている」という仮説は、一般性を持ち妥当である。また、第四節の議論の中でデュヴェルジェの法則の妥当性、およびその選挙制度改革後の日本における妥当性を示すことができた。このため、第三章で妥当性を保留した「参議院議員選挙は、その選挙制度と議会制度の特質から政党の集合圧力を生み出す」という仮説も併せて妥当性が示された。

³² 複数の結集軸に集合したため完全には結集しておらず、分裂選挙になって自民党を利した。

終章 結論と今後の課題

第一節 結論

本章では、本稿の結論と、結論に対する予想される反論とその再反論、および本稿の限界とそれに基づく今後の研究課題を示す。

第二章から第四章の検証結果から、集合のメカニズムは、「小選挙区比例代表並立制の下では、その選挙制度によって集合圧力が働くため結集する。その際小異を捨てて集合するため政策的許容性が高まる」と説明できる。分裂のメカニズムは、「小選挙区比例代表並立制の下では、執行部に権力が集中するため政党の政策的許容性と包括性が低下する。その結果、政党は常に分裂リスクを内包し、党内において具体的な政策やイデオロギー対立が顕在化すると、政策的許容性と包括性の低さが顕在化して分裂する」と説明できる。

以上のことから、本稿のリサーチクエスションである「日本において一度は二大政党制が成立したにもかかわらず、それが定着せずに民主党系政党が離合集散を繰り返している要因は何か」という問いに対して、

小選挙区比例代表並立制の下では、その選挙制度のもたらす効果としてともに合理的である政党および議員の動きである分裂と集合が繰り返されるため必然的に離合集散が繰り返されている

という答えが提示できる。なお集合に関して、

中選挙区制と比例代表制からなる参議院議員選挙もその選挙制度の特質によって集合圧力を生み出し結集を促している

と補足できる。

第二節 予想される反論と再反論

前節で述べた結論に対して、①必然的に繰り返される離合集散が自民党では生じていない、②米英の事例を参照すると小選挙区制を導入したとしても必ずしも執行部の権力が強化されるとはいえない、③仮説として政党交付金の存在による議論を無視して結論を導いているという3つの反論が想定される。本節ではこの3点について再反論し結論の妥当性を強化する。

第一項 自民党との比較に基づく批判の検討

本稿の結論に関して、民主党系政党が離合集散を繰り返すメカニズムは説明できているものの、そのメカニズムを自民党に当てはめることができないため一般性がない。そのためリサーチクエスションには答えているものの、民主党系政党という特定の政党においてのみ成り立つ議論であり、一般性を示せていないという批判が考えられる。たしかに「主に取り上げる事例」で示したような政党システムの変化をも生み出す可能性のある大きな政党間移動は、二大政党制成立後の自民党には存在しないように見える。しかし結論の根

拠として 2005 年の衆議院議員選挙における事例を利用したように、当てはまる事例は自民党にも存在する。大きな変化の少ない理由は、2009 年から 2012 年の期間を除いて政権にいた自民党には民主党系政党と異なり、政権追求目的による政党間移動インセンティブが生じないことが考えられる。結論を導く過程で参考にした木寺の議論は、政策追求インセンティブに基づく政策的許容性と包括性に関するものである。これは、政権獲得期待は政党が戦略的に高められるものではないと考えられるためである。このため政権獲得期待という要素が加わる場合、異なる結果になる余地がある (Strom: 1990 566-568; 山本 2010: 30-34; 木寺 2015: 241)。政権追求インセンティブが働く与党である際に生じた、2005 年の自民党と 2012 年の民主党における分裂を比較すると、その規模の差は小さい。具体的には、自民党の衆議院解散時に郵政民営化法案に反対票を投じたことで非公認とされた衆議院議員が 37 人であり、国民の生活が第一の結党時の衆議院議員も 37 人である (『読売新聞』2005 年 8 月 9 日朝刊 1 面、2012 年 7 月 12 日朝刊 1 面)。また分裂の要因は、どちらも政策的許容性と包括性の低下によるものである。自民党の分裂のほう小さく見えるのであるならば、その要因は直後に衆議院議員選挙が行われ、選挙で自民党が圧勝したためであるといえるだろう。さらに自民党でも野党である間、特に下野後から 2010 年の参議院議員選挙までの期間を中心に分裂も起きている。2010 年の参議院議員選挙で民主党を中心とする連立与党が過半数割れした結果、自民党の議会での存在感が参議院を中心に増して政権獲得期待が高まった。このことが、自民党の分裂が民主党系政党と異なり分裂が小規模にとどまった理由であると考えられる (岩崎 2013: 4-5; 『朝日新聞』2009 年 12 月 26 日朝刊 4 面、2010 年 4 月 3 日朝刊 3 面ほか)。

党内の政策過程の経路依存に基づく差異も別の要因として考えられる。中選挙区制時代に自民党内の政策過程すなわち事前審査制は、票の獲得のために特定の分野での利益誘導などが全党的に求められた。このためボトムアップとコンセンサスを基本として、多様な利益の包摂と調整を可能とする包括性や政策的許容性の高い制度が確立した (中北 2017: 93-103)。小選挙区制導入に伴う執行部の権限強化は、中選挙区制時代にも中曽根が事前審査制を活用した形で執行部の権力が強化したように、基本的には党の事前審査制の運用での強化が中心だった。このため小選挙区制下で政策的許容性と包括性の低下が指摘できる一方、政策過程が中選挙区制時代からの経路依存による部分があるため、包括性の低下が抑制されている可能性が指摘できる (中北 2017: 102-103.113-118)。しかし自民党でも、党内の政策過程における執行部の関与を強める施策が実施されている。具体的には、小泉政権下における事前審査制の廃止企図や、谷垣体制下における政策過程の執行部への権力集中を伴う変更などが挙げられる。特に小選挙区制の導入によって党が行うこととなった候補者選定は、執行部の影響力が強い。このことから、政策過程に経路依存が存在しなければ民主党系政党のように離合集散を繰り返していた可能性は否定できない (中北 2017: 106-112.116; 藪野 2019: 58-59)。

以上よりこの批判に対しては、結論のとおり動きが自民党にも観察されており、一般

性を棄却するに足るほどの強い結集は自民党にも存在しない。さらに分裂が民主党系政党よりも抑制されている要因は、自民党には政権追求インセンティブが働く期間が長いことがある。さらに、他党と異なり政策過程に中選挙区制時代からの経路依存が働くために包括性の低下が制限されているためでもあると反論できる。

第二項 米英との比較に基づく批判の検討

本稿の結論に関して、小選挙区比例代表並立制の下では執行部の権力が集中するとしている。しかし、小選挙区制を採用し同様の変化が生じる可能性のあるアメリカやイギリスでは、導入から相当な期間が経過しているにもかかわらず、執行部に権力が集中していない。このため他国の事例から結論の前提が否定できるという批判も考えられる。しかしアメリカは大統領制であり、第三章でも説明したとおり議院内閣制である日本の政党とは性格が異なる部分がある。ゆえに政党組織を比較することがそもそも不適切である（岩崎 2011: 182-184; 廣瀬 2004: 29-32）。

その一方でイギリスは、たしかに日本と同じ議院内閣制であり、選挙制度も小選挙区制である。政党執行部の権限は、EU 離脱にかかわる審議過程で与党議員の造反が多く観察され、造反によって議会在機能が不全に陥ったように、日本に比べると弱い（『日本経済新聞』2019年1月17日朝刊1.3面）。また政党規律が1970年以降次第に緩和されたことで、造反に対する処分がない状態が頻発したため、批判は妥当であるように見える（谷 2000: 82）。しかしイギリスも、日本と同じように政策や立法について党議拘束をかける制度が存在しており、執行部に一定の権力が存在する。実際に EU 離脱をめぐる造反に対して除名などの処分を下す可能性も示されており、執行部の権限が弱いという反論に適切ではない面がある（岩崎 2011: 1661; 小堀 2013: 55; 『日本経済新聞』2019年9月4日朝刊3面ほか）。そのうえで日本のほうが執行部の権限が強いと仮定すると、その理由は、日本にはイギリスと異なり、内閣が自由度の高い解散権³³を所持していることにある。さらに高額で自由度の高い政党交付金³⁴が与野党ともに対し交付されていることも挙げられる（竹内 1982: 129-131; 小堀 2013: 133-143）。自由度の高い解散権を持つことで、2005年の衆議院議員総選挙のように一つの造反に対して、除名などの通常の処分よりも強い態度で造反議員を処分することができる。つまり、公認権を利用して造反議員を公認せずに解散総選挙を行い、造反議員の選挙区には「刺客」と呼ばれる対抗候補を送る形で処分することも可能である（『朝日新聞』2005年8月9日朝刊1面、2005年8月10日朝刊2面ほか）。さらに政党交付金の存在によって、執行部が経済的に政党をコントロールできるようになる。これにより執行部権力が強化されて政策的許容性や包括性が低下しても、政策の乖離が許容できない状況にならない限り政党にとどまるインセンティブが存在する（中北 2014: 216-217）。このことから日本では解散権の自由度が高いことが、小選挙区制

³³ イギリスでは2011年に首相の解散権が廃止された（小堀 2011: 140-149）。

³⁴ 政党交付金の重要性に関しては第三項で説明する。

中心の選挙制度による党執行部の権限強化という帰結をより強く導いたといえる。選挙制度改革と同時にに行った政治改革の一環として企業団体献金を制限して政党助成制度を導入したことも、この帰結を導く一因となったといえる（『朝日新聞』1994年3月5日朝刊1面）。

以上よりこの批判に対しては、アメリカとは議会と行政の関係が異なり、イギリスとはイギリスの政党執行部の権限が弱いとはいえない点で不適切な批判である。そのうえで、日本は首相が自由度の高い解散権を持っており、自由で高額な政党交付金が存在する。このことが、小選挙区制の選挙制度の特徴と合わさって党執行部に権限強化をもたらす制度設計となっている。日本と同じような自由な解散権や、政党に大きな影響力を与える規模の政党交付金がない他国と比較して批判している点も、不適切であると反論できる。

第三項 政党交付金の議論に基づく批判の検討

本稿の結論に関して政党交付金の存在による政党間移動への影響の議論を無視して仮説を設定し、結論を導いている。このことは、日本においては12月に政党移動が多く観察され、合法的権威の表れであり選挙過程でも大きな政治力を持つという議論があることを無視しているように見える（山本 2010: 72; 岡沢 1988: 24-25, 184）。そのため、仮説の設定に恣意性が存在することを示しているという批判が考えられる。たしかに基盤の弱い無所属議員が、交付金に依存しているため政党助成法上の政党要件を満たして受け取るために、理念や政策を二の次にして合流している現状は存在する。このことから、政党交付金が離合集散を促しているという見方もある（藤沢 2015: 136; 篠原 2018: 211）。このように政党交付金は、分裂や分裂後の新党結成を促す要因として存在する可能性は高い。しかし、その結果として誕生する政党は小規模である。さらに新たに誕生した政党は、純粋な政党交付金目的ではなく、政策追求的性格を持っている（山本 2010: 74, 78-79, 90-94）。

この説明の妥当性を示すために「主に取り上げる事例」や新進党などの規模の大きな政党間移動の事例に関して検討する。まず分裂に関して検討する。新進党の分裂は、Stage Fにおける政党間移動の特徴のうち、規模以外は山本の議論とおおむね一致している。このことから、政策追求的な動きを引き起こす要因として、政党交付金が規模の大小を問わず一定の影響を持っているということ是可以する。さらに民主党系政党は、政党交付金への依存度が高いことが指摘されている。このため「主に取り上げる事例」のうち分裂の二事例では、政党交付金の分配をめぐり、分裂の際に分裂の手法が問題になっている（読売新聞政治部 2012: 207-210; 篠原 2018: 211; 上脇 2015: 173-174）。以上の説明から、仮説から排除したことは非合理的であるように思える。しかし、新進党の直接の分裂要因は、公明党が選挙を前に独自に選挙をしたいという要望を契機とし、小沢が保守純化路線を求めたことによるものである。よって山本の枠組みに則ると、政策追求的な分裂と定義できる。（五百旗頭ほか編 2006: 164-165; 『日本経済新聞』1994年12月27日朝刊1.3面ほか）。また「主に取り上げる事例」でも、二事例とも政策追求的な分裂であり、政党交付

金について分裂側の意向通りとならなかったものの、分裂は発生している。このため政党助成金と政党の分裂には直接の関係はないといえる。よって山本の議論の妥当性は担保される。

次に集合に関して検討する。2016年の民進党への集合は参議院選挙などにおける巨大与党への対抗を目的とした集合である。StageCにあたる3月の集合³⁵なので政党交付金目的の集合であるとはいえない（『毎日新聞』2016年2月25日朝刊2面）。また新進党の結党や民由合併も、政党交付金目的ではなく選挙戦略上の集合という性格が強い（小塚 2017: 76-78; 『読売新聞』1994年7月28日朝刊3面、2003年7月24日朝刊4面ほか）。

以上からこの批判に対しては、政党交付金それ自体は離合集散を生み出さず、政策追求的な分裂を引き起こす要因の一つとして機能しているにすぎない。このことは既に先行研究において十分に示されている。その研究も事例から容易に妥当性を示すことができるため、そもそも仮説を立てて検討する必要がない。このため、恣意的に仮説から排除しているわけではなく、仮説の設定に恣意性はないと反論できる。

第三節 本稿の限界と今後の課題

本稿では民主党系政党に焦点を当て、離合集散の要因について一般化するべく検討を重ね、一つの結論に到達した。しかし、結論に至る過程で今後の研究における課題が2点存在する。

第一に、本稿の結論は、一般化はできたものの、自民党における事例の規模が圧倒的に小さいことである。前節で検討したとおり本稿の結論は自民党にも当てはめることができるため、一般性は損なわない。しかし事例の規模が小さく、その要因の説明に関して中選挙区制からの党内制度の経路依存に説明が依存している部分もある。このため、自民党が分裂を回避した理由に関しての説明の一般性が、民主党系政党が分裂した理由の一般性に比べて乏しい。このことから本稿の一般性をより担保するため、2012年の衆議院議員選挙以降の研究が多い自民党研究と組み合わせる必要が存在する。

第二に、全数調査が欠如していることである。本稿においては山本の任期を分ける手法を修正した枠組みを分析に利用した。山本は、1993年の衆議院解散から2009年の衆議院議員選挙までのすべての政党間移動を記録し、定量的にその移動を分析している。一方本稿では、「主に取り上げる事例」として3事例を定めてその事例の発生時期をもとにした分析にとどまっている（山本 2010: 201-229）。本稿の目的は、政党システムに変化をもたらす政党間移動が対象であり、山本の議論には、「主に取り上げる事例」に匹敵する大規模な政党間移動である新進党を、例外として処理している点に問題があった。そのため山本の枠組みを活用しながらも、手法を変えて分析するため、このような分析手法を利用した。しかし全数調査の結果、別の理由が浮かび上がってくる可能性は否定できない。山本

³⁵ 山本の分類をそのまま利用しても StageP であり、やはり政党交付金目的といえる時期ではない。

の全数記録から 10 年が経過しているため、「主に取り上げる事例」や新進党も含めて、政党間移動に関して全集調査によって新たに何らかの法則化が可能である可能性も存在する。このことから本稿の結論の妥当性を高めるためにも、山本のような全数調査を行う必要が存在する。

以上の 2 点の課題を克服する分析を付加することで、本稿では民主党系政党に焦点を当てた研究となった、日本の政党間移動に関する研究が、より一般化された形で可能となるといえる。このことは日本の政党システムの問題点、およびその解決策の解明につながるだろう。それによって民主主義の停滞といった日本の政党政治の問題点を解決することに寄与する結果ともなるだろう。

現在も立憲民主党と国民民主党が共同会派を設立し、政党同士の合流案も浮上しているように、政党システムは日々変化している（『毎日新聞』2019 年 10 月 1 日朝刊 5 面；『日本経済新聞』2019 年 12 月 7 日朝刊 4 面ほか）。仮に両党が再集合しても本稿の結論を否定する事例とはならない。むしろその合流の目的が、合流協議の段階では次回の衆議院議員選挙に向けた対抗勢力の結集であるため、集合の議論を補強する可能性が高い。しかしその後、再度分裂するか、それとも二大政党制に回帰するのかを含めた研究を継続的に行い、本稿の結論を、特に分裂に関する部分を再検討しつつ補強する必要がある。またそれによって、より一般的な政党の離合集散に関するメカニズムを解明できるようになるだろう。

参考文献

- 浅野正彦（2006）『市民社会における制度改革—選挙制度と候補者リクルート』、慶応義塾大学出版会。
- 安積明子（2016）『野党共闘（泣）—学習しない民進党に待ち受ける真っ暗な未来』、ワニブックス。
- 飯尾潤（2007）『日本の統治構造—官僚内閣制から議院内閣制へ』、中央公論新社。
- 五百旗頭真・伊藤広重・薬師寺克行編（2006）『90年代の証言 小沢一郎 政権奪取論』、朝日新聞社。
- 伊藤光利・宮本太郎編（2014）『民主党政権の挑戦と挫折—その経験から何を学ぶか』、日本経済評論社。
- 井戸まさえ（2018）『ドキュメント 候補者たちの闘争—選挙とカネと政党』、岩波書店。
- 猪口孝（2014）「日本」猪口孝・ジャンブロンデル編『民主主義と政党—ヨーロッパとアジアの42政党の実証的分析』、原書房 137-154。
- 今井貴子（2018）『政権交代の政治力学—イギリス労働党の軌跡 1994-2010』、東京大学出版会。
- 居安正（1983）『政党派閥の社会学—大衆民主制の日本的展開』、世界思想社。
- 岩崎正洋（2011）『政党システムの理論と実際』、おうふう。
- 岩崎美紀子（2016）『選挙と議会の比較政治学』、岩波書店。
- （2013）『二院制議会の比較政治学—上院の役割を中心に』、岩波書店。
- 上神貴佳（2013）『政党政治と不均一な政治制度—国政・地方政治・党首選出過程』、東京大学出版会。
- 岡沢憲芙（1988）『政党』、東京大学出版会。
- 岡田浩（2016）「政党中心の選挙は実現したか—石川一区」白鳥浩編『二〇一二年衆院選 政権奪還選挙—民主党はなぜ敗れたのか』、ミネルヴァ書房 161-185。
- 小野太一（2014）『社会保障、その政策過程と理念』、社会保険研究所。
- 蒲島郁夫（2014）『戦後政治の軌跡—自民党システムの形成と変容』
- 上脇博之（2015）『告発！政治とカネ—政党助成金20年、腐敗の真相』、かもがわ出版。
- 河崎曾一郎（2007）『選挙協力と無党派』、日本放送出版協会。
- 川人貞史（2013）「小選挙区比例代表並立制における政党間競争」『論究ジュリスト』、有斐閣 5: 75-85。
- （2005）「選挙制度の変革と政治への影響」『RESEARCH BUREAU 論究』、衆議院調査局 1: 24-33。
- （2004）『選挙制度と政党システム』、木鐸社。
- （1992）『日本の政党政治 1890-1937 年—議会分析と選挙の数量分析』、東京大学出版会

- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子（2001）『現代の政党と選挙』、有斐閣。
- 木寺元（2015）「日本における民主党と政権交代への道—政策的許容性と包括性」吉田徹編『野党とは何か—組織改革と政権交代の比較政治』、ミネルヴァ書房 239-265。
- 久保谷政義（2016）『「一強他弱」政党制の分析—得票の動きから見る過去・現在』、三輪書籍。
- 小塚かおる（2017）『小沢一郎の権力論』、朝日新聞出版。
- 小堀眞裕（2013）『国会改造論—憲法・選挙制度・ねじれ』、文藝春秋。
- 小松公生（2015）『政党助成金に群がる政治家たち』、新日本出版社。
- 斉藤淳（2010）『自民党長期政権の政治経済学—利益誘導政治の自己矛盾』、勁草書房。
- 齋藤康輝（2006）『政党の憲法的融合論』、成文堂。
- 笹部真理子（2017）『「自民党型政治」の形成・確立・展開—分権的組織と県連の多様性』、木鐸社。
- 佐藤誠三郎・松崎哲久（1986）『自民党政権』、中央公論社。
- 自治省選挙部（1995）『政党助成の手引き』、大成出版社。
- 品田裕（2006）「国会議員の社会的支持基盤とのつながり」村松岐夫・久米郁男『日本政治変動の30年—政治家・官僚・団体調査に見る構造変容』、東洋経済新報社 95-117。
- 篠原常一郎（2018）「こんなのアリ？ 仁義なき政党助成金争奪戦」『正論』、産経新聞社 554: 208-211。
- 白鳥浩（2011）『衆参ねじれ選挙の政治学—政権交代化の2010年参院選』、ミネルヴァ書房。
- 砂原庸介（2017）『分裂と統合の日本政治—統治機構改革と政党システムの変容』、千倉書房。
- （2013）「政党の地方組織と地方議員の分析」建林正彦編『政党組織の政治学』、東洋経済新報社 53-70。
- 高安健将（2018）『議院内閣制—変貌する英国モデル』、中央公論新社。
- 田川寛之（2016）「震災発生後の東京電力と政治」辻中豊編『政治過程と政策』、東洋経済新報社 203-229。
- 竹内康江（1982）「解散権と『半代表制』」『一橋研究』、一橋研究編集委員会 7: 117-132。
- 建林正彦（2017）『政党政治の制度分析—マルチレベルの政治競争における政党組織』、千倉書房。
- （2013）「日本における政党組織の中央地方関係」建林正彦編『政党組織の政治学』、東洋経済新報社 299-317。
- （2004）『議員行動の政治経済学—自民党支配の制度分析』、有斐閣。
- 建林正彦・増山幹高（2007）「自民党分裂の生存分析」『法学研究』、慶應義塾大学法学研究会 80(8): 136-120。
- 谷勝宏（2000）「国会における党議拘束と造反投票」『名城法学』、名城法学会 49(3): 49-

99。

- 谷口将紀（2004）『現代日本の選挙政治—選挙制度改革を検証する』、東京大学出版会。
- 土田ひろかず（2016）『なるほど！選挙に出て分かった野党が勝てない理由—民主党、維新から出馬した外科医が見た政治のウラ側』、ファーストプレス。
- 手塚雄太（2017）『近現代日本における政党支持基盤の形成と変容—「憲政常道」から「五十五年体制」へ』、ミネルヴァ書房。
- 中北浩爾（2019）『自公政権とは何か—「連立」にみる強さの正体』、筑摩書房。
- （2017）『自民党—「一強」の実像』、中央公論新社。
- （2014）『自民党政治の変容』、NHK 出版。
- （2012）『現代日本の政党デモクラシー』、岩波書店。
- 濱本真輔（2018）『現代日本の政党政治—選挙制度改革は何をもたらしたのか』、有斐閣。
- 廣瀬淳子（2004）『アメリカ連邦議会—世界最強議会の政策形成と政策実現』、公人社。
- 藤沢忠明（2015）「助成金目当てで繰り返される政党の離合集散—廃止しかない政党助成金」『前衛』、日本共産党中央委員会 919: 136-139。
- 藤村修（2014）『民主党を見つめ直す—元官房長官・藤村修回想録』、毎日新聞社。
- 本間正義（2010）『現代日本農業の政策過程』、慶応義塾大学出版会。
- 前田幸男（2011）「争点と政権交代」上神貴佳・堤英敬編『民主党の組織と政策』、東洋経済新報社 191-224。
- 前田幸男・堤英敬編（2015）『統治の条件—民主党に見る政権運営と党内統治』、千倉書房。
- 牧原出（2016）『「安倍一強」の謎』、朝日新聞出版。
- （2013）『権力移行—何が政治を安定させるのか』、NHK 出版。
- 増山幹高（2013）「小選挙区比例代表並立制と二大政党制—重複立候補と現職優位」『レヴュアイアサン』、木鐸社 52: 8-42。
- 待鳥聡史（2018）『民主主義にとって政党とは何か—対立軸なき時代を考える』、ミネルヴァ書房。
- （2015）『政党システムと政党組織』、東京大学出版会。
- （2012）『首相政治の制度分析—現代日本の権力基盤形成』、千倉書房。
- 真淵勝・北山俊哉（2008）『政界再編時の政策過程』、慈学社出版。
- 御厨貴ほか（2013）『政権交代を超えて』、岩波書店。
- 水島治郎（2016）『保守の比較政治学—欧州・日本の保守政党とポピュリズム』、岩波書店。
- 三宅一郎（2001）『選挙制度変革と投票行動』、木鐸社。
- 森裕城（2005）「小選挙区比例代表並立制における政党・候補者の投票動向」『同志社法学』、同志社法学会 57: 435-470。
- 薬師寺克行（2012）『証言 民主党政権』、講談社。

- 柳沢尚武（1996）『二大政党制と小選挙区制—アメリカ、イギリスの制度研究』、新日本出版社。
- 藪野祐三（2019）『現代日本政治講義—自民党政権を中心として』、北海道大学出版会。
- 山田真裕（2017）『二大政党制の崩壊と政権担当能力評価』、木鐸社。
- 山本健太郎（2010）『政党間移動と政党システム—日本における「政界再編」の研究』、木鐸社。
- 吉田徹（2016）『「野党」論—何のためにあるのか』、筑摩書房。
- （2009）『二大政党制批判論—もうひとつのデモクラシーへ』、光文社。
- 季武嘉也・武田知己編（2011）『日本政党史』、吉川弘文館。
- 読売新聞政治部（2012）『民主瓦解—政界大混迷への300日』、新潮社。
- 李甲允（1992）「衆議院選挙での政党の得票数と議席数—公認候補者数と票の配分に関する政党の効率性と選挙区間定数不均衡の効果」『レヴァイアサン』、木鐸社 10: 109-131。
- Calise, Mauro（2010） *It partito personale: I due corpi del leader*, Nuova edizione ampliata. （村上信一郎（訳）（2012）『政党支配の終焉—カリスマなき指導者の時代』、法政大学出版局。）
- Cox, Gary W.（1994）“Strategic Voting Equilibria under the Single Nontransferable Vote,” *The American Political Science Review*, 88: 608-621.
- Downs, Anthony（1957） *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row Publishers New York. （古田精司（訳）『民主主義の経済理論』、成文堂。）
- Duverger, Maurice（1951） *Les parties politiques*, Librairie Armond Coline.（岡野加穂留（訳）（1970）『政党社会学』、潮出版社。）
- Fenno, Richard F Jr.（1973）“Congressmen in Committees,” *Little, Brown*.
- Hirschman, Albert O.（1970） *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Mass.: Harvard University. （矢野修一（訳）（2005）『離脱・発言・忠誠—企業・組織・国家における衰退への反応』、ミネルヴァ書房。）
- Kirchheimer, Otto（1966）“The Transformation of the Western European Party Systems,” In Joseph La Palombara and Myron Weiner, eds., *Political Parties and Political Development*, 177-200.
- Laakso, Markku, and Rain Taagepera（1979）“‘Effective’ Number of Parties,” *Comparative Political Studies*, 12: 3-27.
- Mayhew, David R.（1974） *Congress: The Electoral Connection*, New Haven and London, Yale University Press.
- Panebianco, Angelo（1982） *Modelli di Partito: Organizzazione e potere nei partiti politici*, Bologna, il Mulino. （村上信一郎（訳）（2005）『政党—組織と権力』、ミネルヴァ書房）

- Riker, William H. (1976) “The Number of Political Parties: A Reexamination of Duverger’s Law,” *Comparative Politics*, 9: 93-106.
- Reed, Steven (1990) “Structure and Behavior: Extending Duverger’s Law to the Japanese Case,” *British Journal of Political Science*, 20: 335-356.
- Sartori, Giovanni (1976) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, Cambridge University Press. (岡沢憲美・川野秀之(訳)(1980)『現代政党学Ⅰ／Ⅱ—政党システム論の分析枠組み』、早稲田大学出版部。)
- Sasada, Hironori, Naofumi Fujimura, and Satoshi Machidori (2013) “Alternative Paths to Party Polarization: External Impacts of Intraparty Organization in Japan,” *Journal of East Asian Studies*, 13: 409-441.
- Strom, Kaare (1990) “A Behavioral Theory of Competitive Political Parties,” *American Journal of Political Science*, 34: 565-598.
- 『朝日新聞』
- 『国会便覧』、日本政経新聞社。
- 『日本経済新聞』
- 『毎日新聞』
- 『読売新聞』

WEB サイト等 (すべて 2020 年 1 月 21 日最終確認)

総務省「国政選挙の投票率の推移」

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/)

総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/ichiran.html)

e-Gov「e-Gov 法令検索」

(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)